

浜田市地域福祉計画

平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)



平成30年(2018年)3月

島根県 浜田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の策定体制	4
第2章 本市の現状と課題	6
1 人口の状況	6
2 世帯の状況	9
3 各自治区の状況	11
4 市民の声から	12
5 地域福祉の取り組み状況と今後の課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 計画の体系	19
第4章 地域福祉推進のための施策	20
1 地域の活動に市民が積極的に参加する	20
2 利用者主体のサービスを実現する	27
3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する	36
4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる	42
第5章 計画の推進体制	49
1 計画の進捗管理	49
2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割	49
資料編	51
1 相談窓口一覧	51
2 策定経過	55
3 浜田市保健医療福祉協議会規則	56
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	57
5 地域福祉専門部会委員名簿	58

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

（１）計画策定の目的

我が国では、晩婚化・未婚化の進展や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が世界に例を見ないスピードで進行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化などから、地域や家族のつながりが希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会状況を背景として、子どもや高齢者への虐待、高齢者の孤独死、青少年による犯罪、生活困窮、子どもの貧困など、地域内で発生する様々な社会問題が増加しています。

これらの多様化する課題に対して、介護保険制度や福祉サービス等の様々な公的サービスが提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、すべての課題を同時に解決することは困難です。

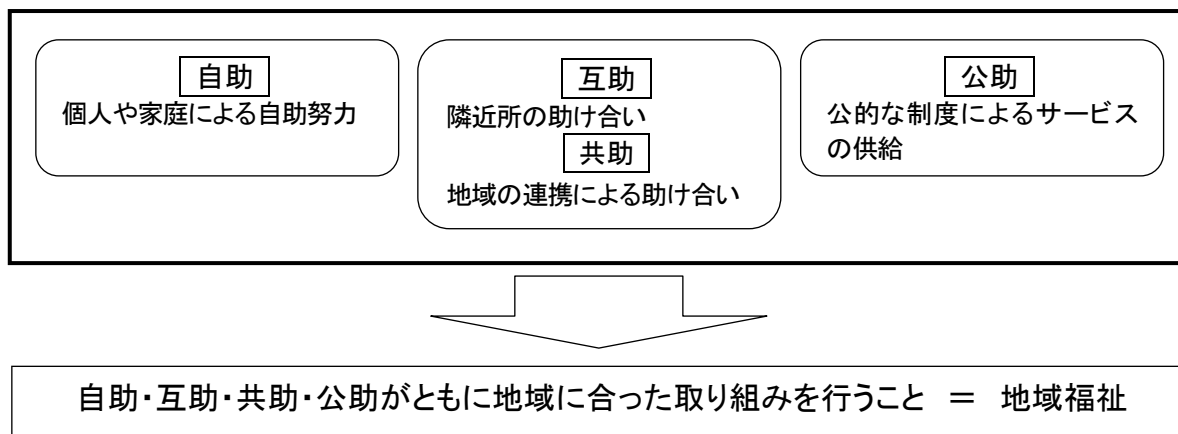
一方、大規模地震や豪雨等の災害が相次いで発生する中で、改めて、地域コミュニティの必要性が再認識されるとともに、今後、地域福祉を推進していく上で、日常のつながりや災害時における要支援者への支援体制の構築が求められていることが浮き彫りになりました。

本市では、平成 20 年（2008 年）3 月に「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を基本理念とした浜田市地域福祉計画を策定し、地域の福祉力を高めることを目的に、地域の人との「つながり」を強めながら福祉施策や地域活動を進めてきたところです。今後は多様な地域の課題について、「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、主体的に関わっていけるような意識の向上を図るとともに、公民を問わず地域の様々な力を活用した包括的・横断的な支援が必要となります。

このたび、平成 25 年（2013 年）に策定した現行の計画が平成 29 年度（2017 年度）で終了することから、これまでの取り組みを検証し、市民や関係団体の意見を取り入れながら、市民・福祉団体・行政等が共に考え、共に取り組みを推進するために、平成 30 年度（2018 年度）以降の「浜田市地域福祉計画」（以下、「本計画」）を策定しました。

(2) 地域福祉とは何か

地域社会を基盤として、誰もが安心して充実した生活が送れるように、自助・互助・共助・公助がともに地域に合った取り組みを行うことを「地域福祉」と表現することができます。



(3) 性格・役割

- ① 浜田市総合振興計画を踏まえ、浜田市の福祉のあり方や方向性を示すとともに、「地域共生社会」の実現をめざして策定するものです。
- ② 市が市民等の参加を得て、支援を要する人の生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるものです。
- ③ 個別の福祉計画に掲げられた施策を盛り込むことはもちろん、個別の福祉計画に含まれない施策や現行の施策では対応が十分でない要支援者に対応する方策、地域福祉を推進するための方策についても盛り込みます。

(4) 計画の期間

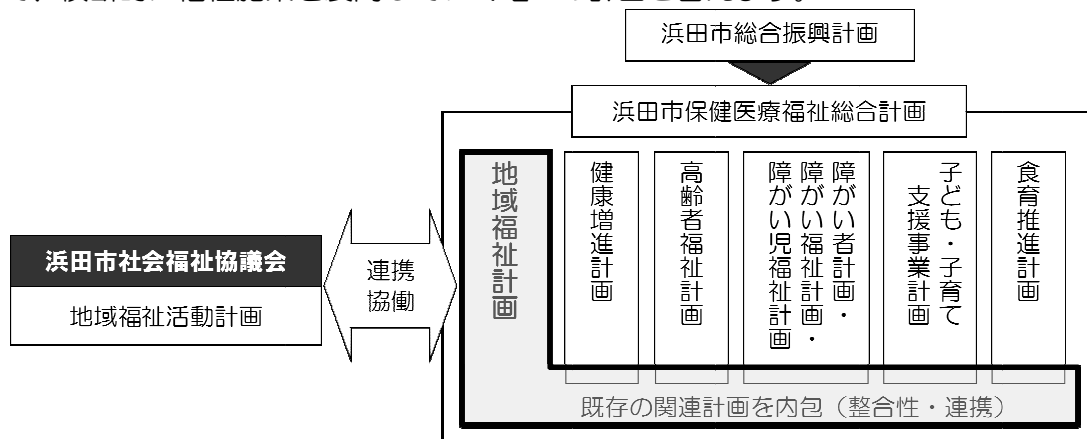
本計画は平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 34 年度（2022 年度）までの 5 年を計画期間とします。なお、計画期間内において、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)
総合振興計画	基本構想					
		計画期間：H28～37 年度				
	基本計画					
		計画期間：(前期) H28～33 年度 (後期) H34～37 年度				
保健医療福祉 総合計画		計画期間：H30～34 年度				
						見直し
地域福祉計画 (本計画)		計画期間：H30～34 年度				
						見直し

(5) 計画の位置づけ

①他計画との関係

本計画は社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に規定される行政計画です。浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とするとともに、福祉に関する各種個別計画と関連しています。高齢者・障がい者・児童の個別計画の上位計画にあたり、各分野の枠を超えて、横断的に福祉施策を展開していく唯一の計画と言えます。



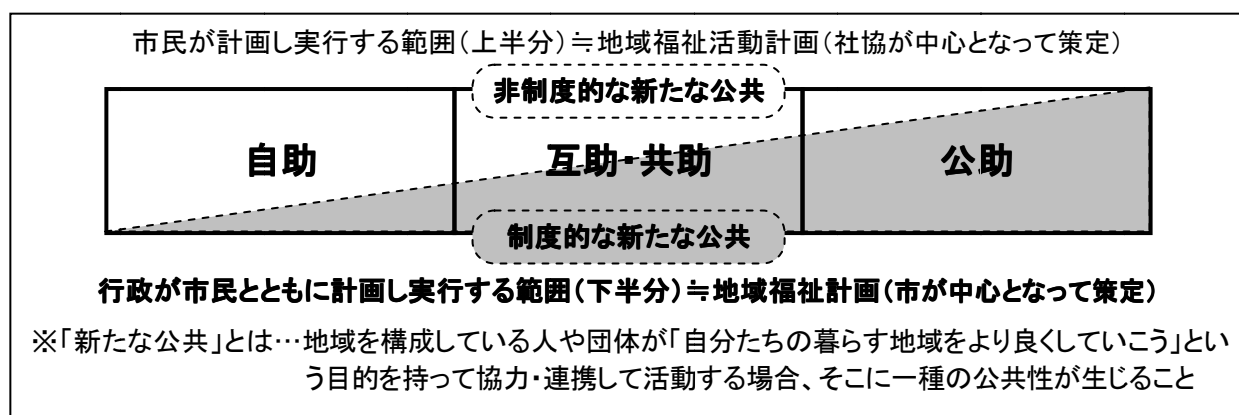
②地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会（以下、「社協」）は社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定することとなっています。市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、理念・方向性は同じであることから、相互に連携を図る関係にあります。地域住民の声を反映させ、福祉活動の担い手として参加を得ていくためには、両計画が車の両輪のように同調して実践されることが重要となります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	公民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い、地域福祉を推進する	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート	

■地域福祉計画と地域福祉活動計画、自助・互助・共助・公助の区分概念図

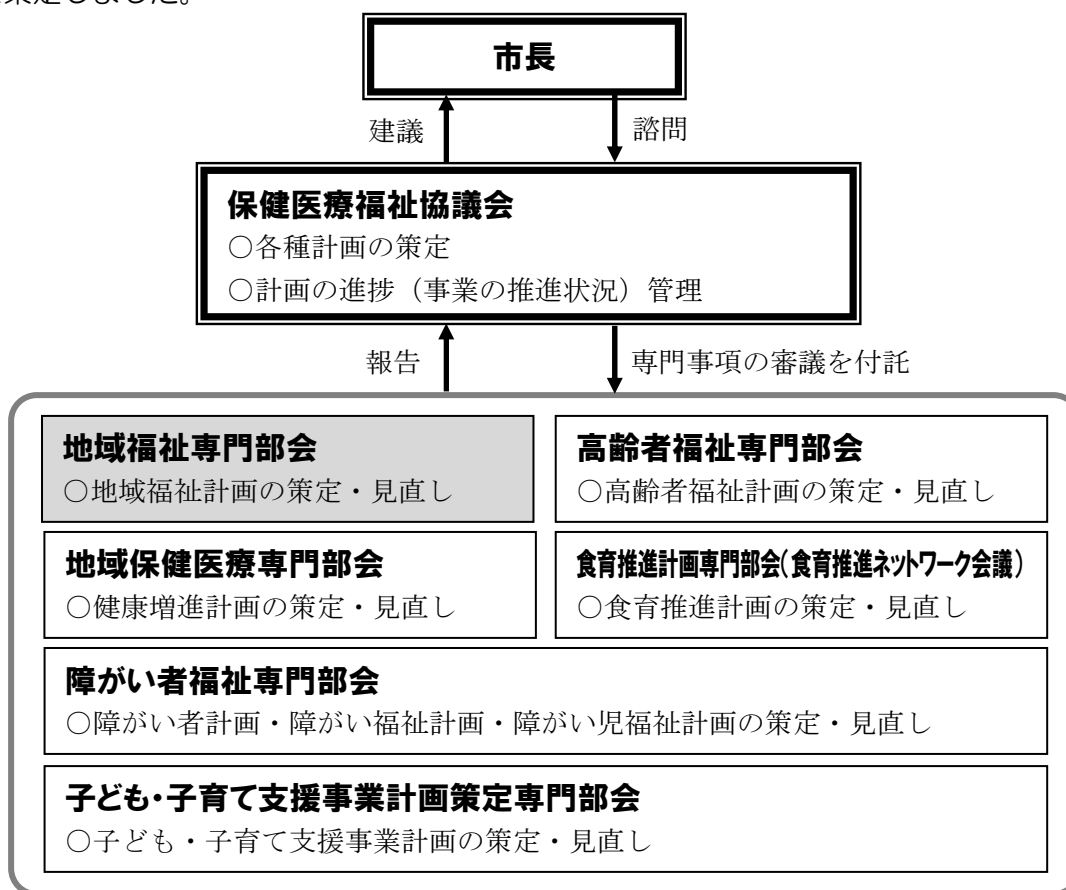


2

計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は地域福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) アンケート調査

市民に身近な地域のことやボランティア活動等に関する現状を広く把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

■一般対象アンケート

調査対象者	平成29年（2017年）8月現在、市内在住の18歳以上の方
調査数	2,500名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布回収
調査時期	平成29年（2017年）8月31日～9月13日
調査票回収数	1,271名（回収率50.8%）

■中学生対象アンケート

調査対象者	市内9中学校の中学2年生
調査数	462名 《内訳》 ・ 第一中学校 : 146 名 ・ 第二中学校 : 48 名 ・ 第三中学校 : 115 名 ・ 第四中学校 : 12 名 ・ 浜田東中学校 : 51 名 ・ 金城中学校 : 28 名 ・ 旭中学校 : 18 名 ・ 弥栄中学校 : 7 名 ・ 三隅中学校 : 37 名
調査方法	各中学校を通じた配布回収
調査時期	平成29年（2017年）9月
調査票回収数	432名（回収率93.5%）

（３）関係団体調査

現行計画の評価を踏まえ、市内の保健・福祉活動団体を対象に、施策の進捗状況や団体の活動状況等を把握し、計画に反映することを目的として関係団体調査を実施しました。

調査対象	浜田市社会福祉協議会、浜田市民生児童委員協議会をはじめ、日ごろより福祉活動に取り組んでいる関係機関等
調査方法	対象団体への調査票郵送による配布回収
調査時期	平成29年（2017年）10月

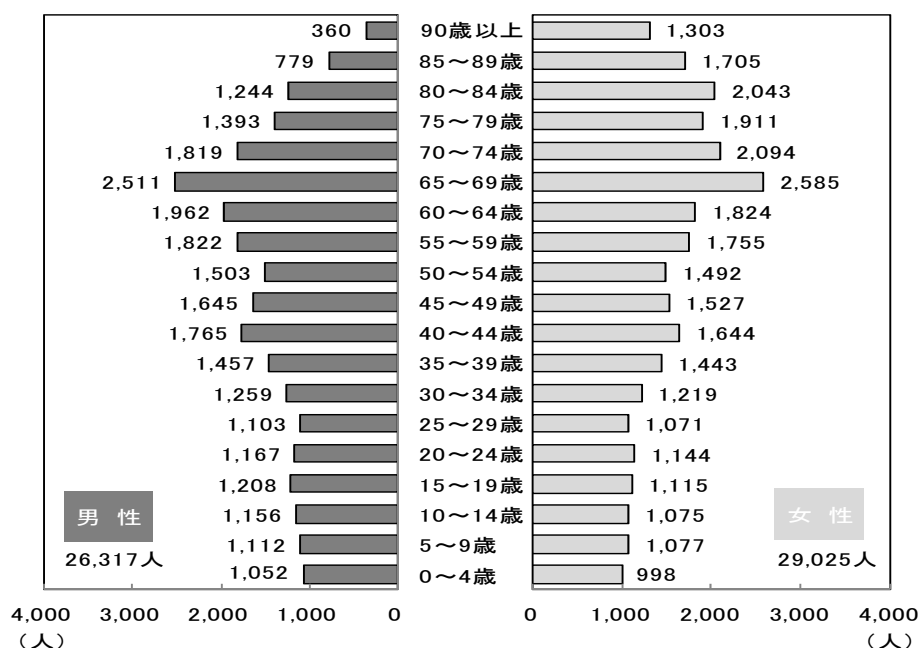
第2章 本市の現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口ピラミッド

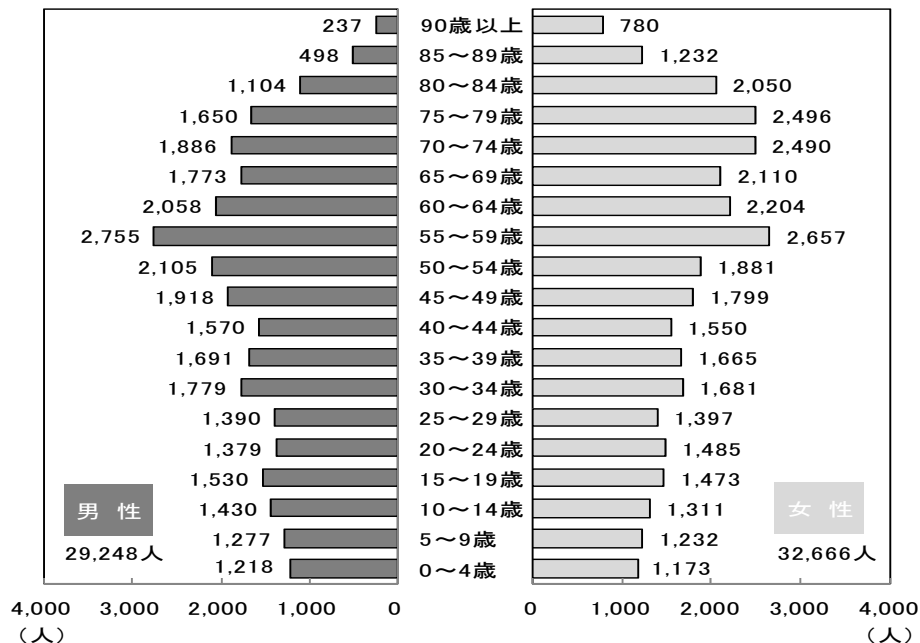
平成29年(2017年)10月1日現在の人口構造は、男女共に65～69歳のいわゆる団塊の世代が最も多く、次いで男性は60～64歳、女性は70～74歳が多くなっています。また、平成19年(2007年)時点の人口構造と比較すると若年層の人口割合が減少している状況にあります。

■人口ピラミッド(平成29年(2017年)10月1日現在)



資料: 住民基本台帳

■人口ピラミッド(平成19年(2007年)10月1日現在)

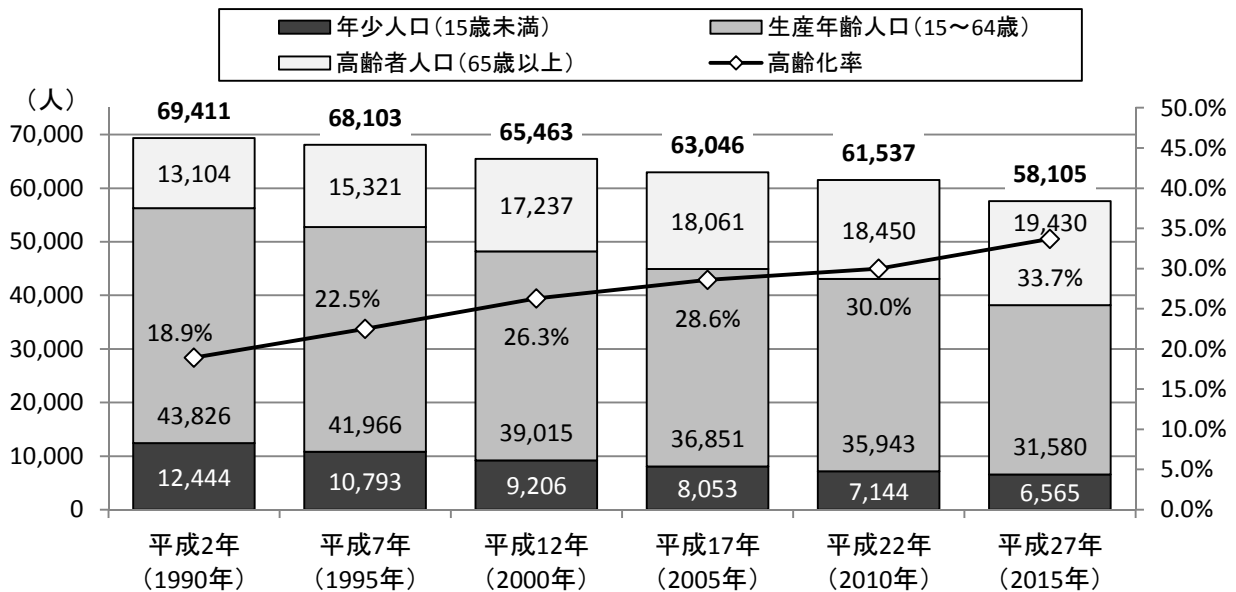


資料: 住民基本台帳

(2) 人口・高齢化率の推移

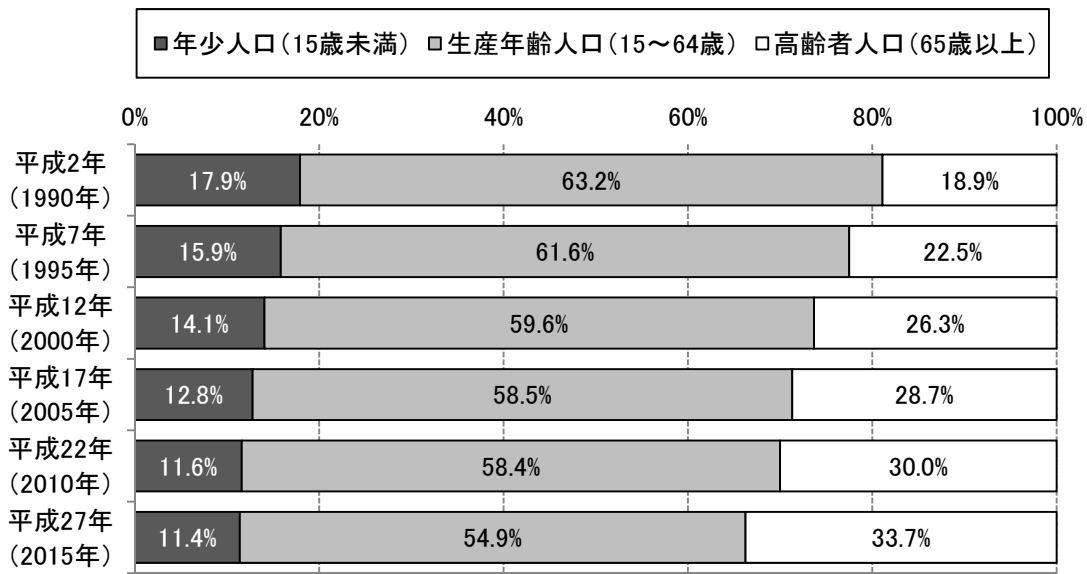
総人口は平成2年(1990年)以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口と高齢化率の推移



資料: 国勢調査

■年齢3区分別比率の推移

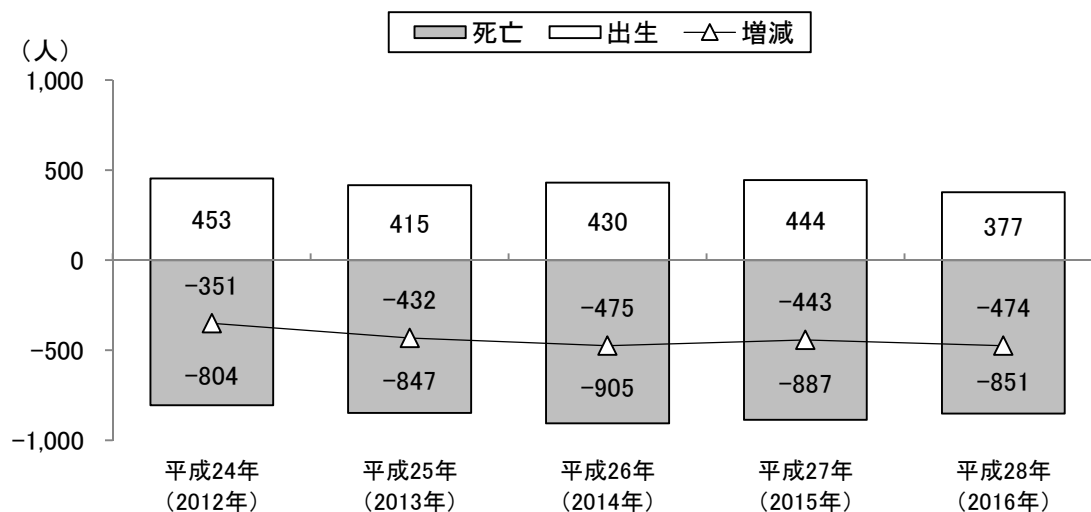


資料: 国勢調査

(3) 出生数・死亡数の推移

平成24年(2012年)から平成28年(2016年)にかけての出生数と死亡数の状況を見ると、出生数よりも死亡数の方が多く、毎年自然減の状況が続いています。

■出生数・死亡数の推移(自然動態)

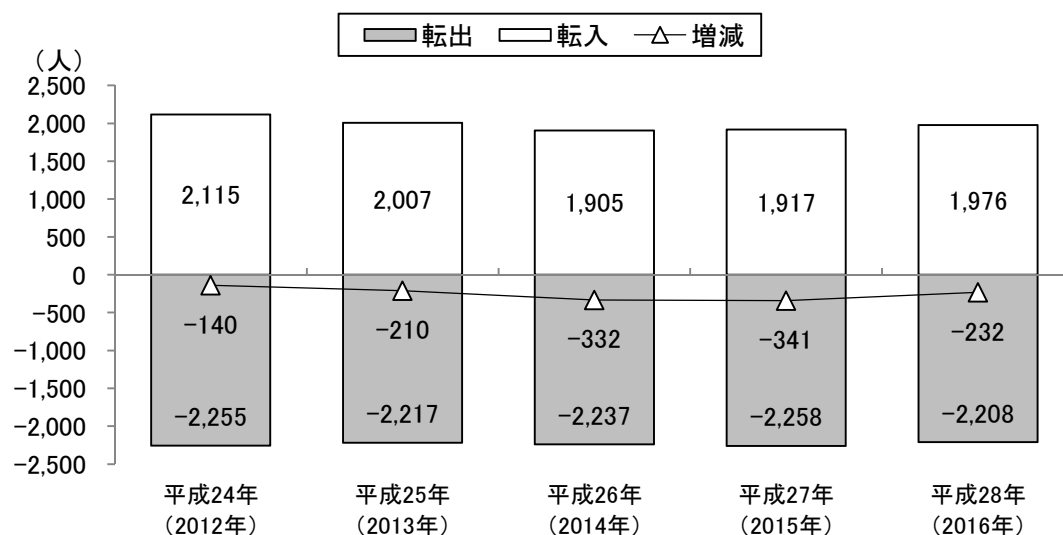


資料:島根県推計人口年報

(4) 転入・転出の推移

平成24年(2012年)から平成28年(2016年)にかけての転入と転出の状況を見ると、各年増減はあるものの、毎年転出の方が多い状態が続いています。

■転入・転出の推移(社会動態)



資料:島根県推計人口年報

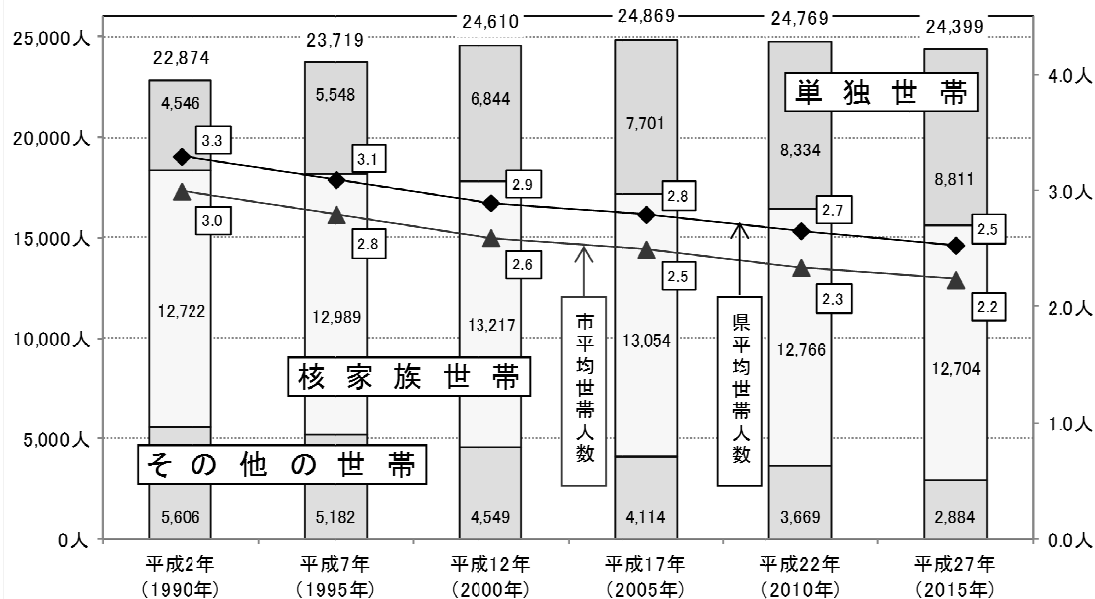
2

世帯の状況

(1) 世帯数の推移

核家族世帯数、その他の世帯数（三世帯世帯など）は減少傾向にあり、総世帯数も平成 17 年（2005 年）をピークとして減少している一方で、単独世帯数は年々大幅に増加しています。平均世帯人数は県を下回って推移しており、世帯の小規模化が進行しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

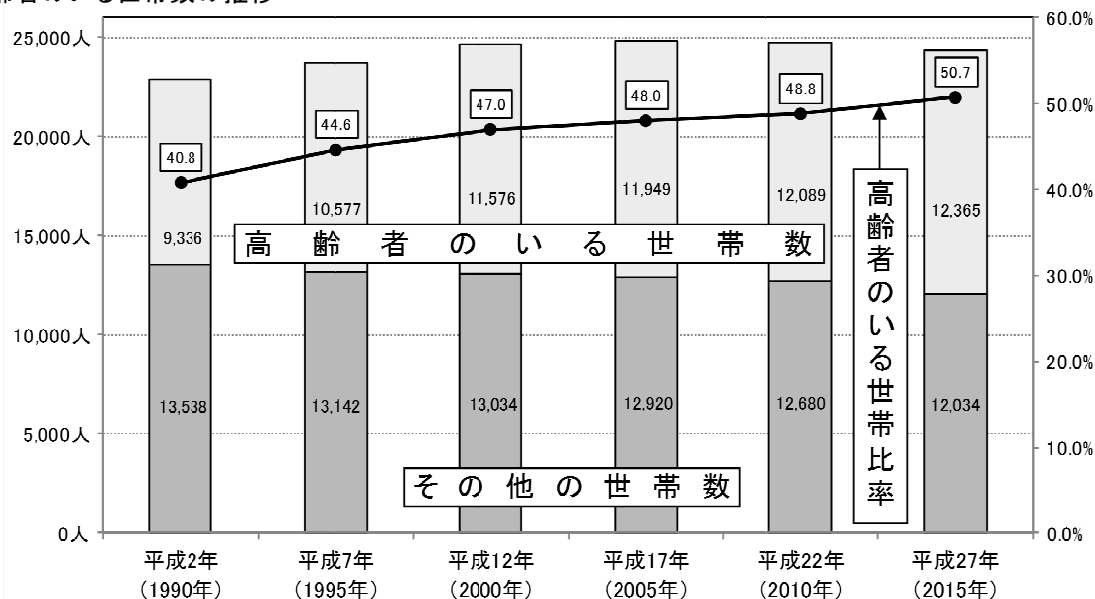


資料: 国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯数の推移

一般世帯数のうち、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成 27 年（2015 年）には全世帯の半数以上が高齢者のいる世帯となっています。

■高齢者のいる世帯数の推移



資料: 国勢調査

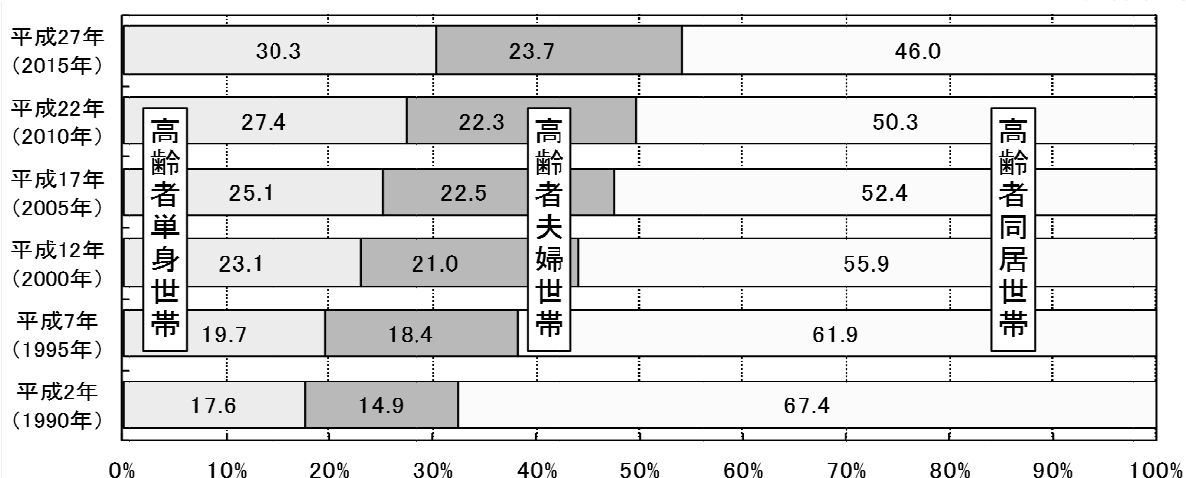
高齢者のいる世帯の状況をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が年々増加しており、県よりも高い割合で推移しています。平成27年（2015年）では高齢者単身世帯が約3割、高齢者夫婦世帯が2割強となっています。

■高齢者のいる世帯の状況（浜田市）

（単位：世帯）

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	22,874	23,719	24,610	24,869	24,769	24,399
高齢者のいる世帯	9,336	10,577	11,576	11,949	12,089	12,365
高齢者単身世帯	1,646	2,086	2,672	2,999	3,308	3,748
高齢者夫婦世帯	1,395	1,941	2,432	2,694	2,694	2,934
高齢者同居世帯	6,295	6,550	6,472	6,256	6,087	5,683

資料：国勢調査



上記の構成比は、端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

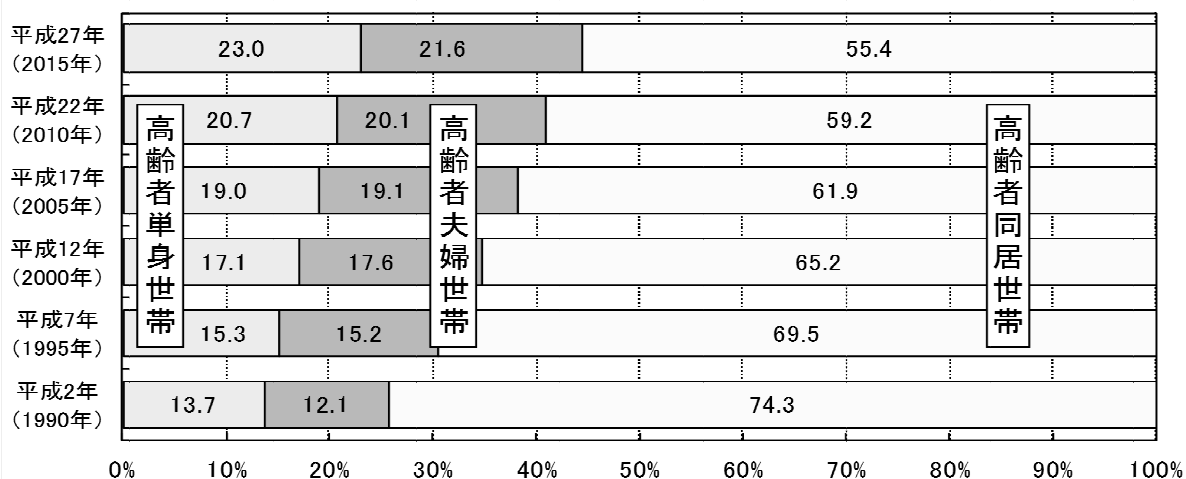
資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況（島根県）

（単位：世帯）

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921	264,080
高齢者のいる世帯	99,537	112,331	123,265	128,687	131,636	137,643
高齢者単身世帯	13,615	17,160	21,124	24,452	27,279	31,636
高齢者夫婦世帯	12,015	17,057	21,754	24,562	26,439	29,665
高齢者同居世帯	73,907	78,114	80,387	79,673	77,918	76,342

資料：国勢調査



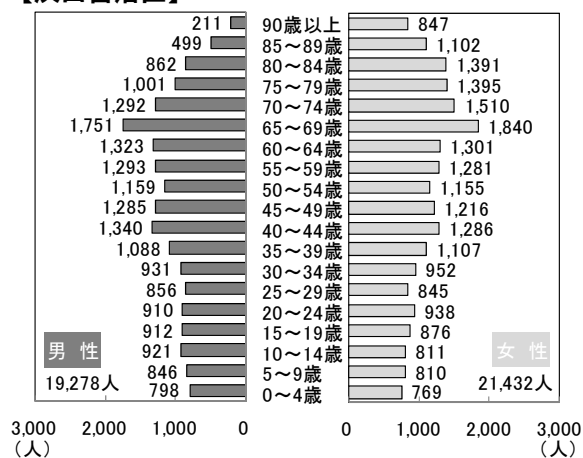
上記の構成比は、端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

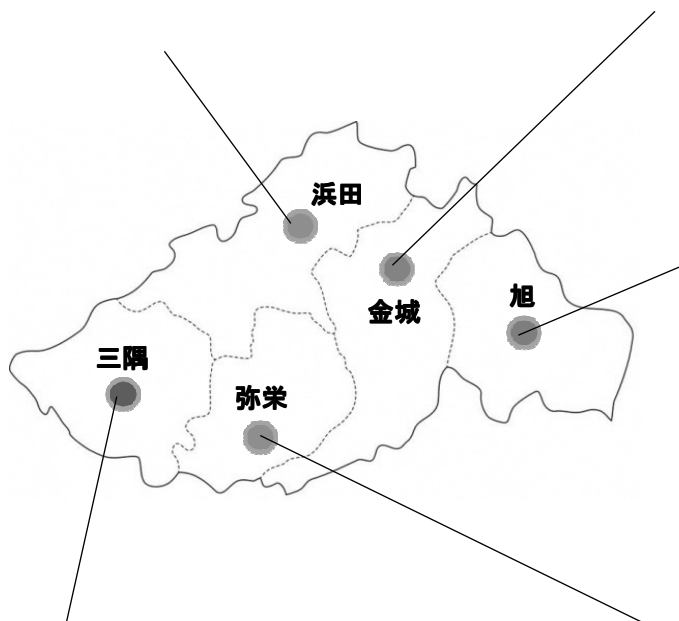
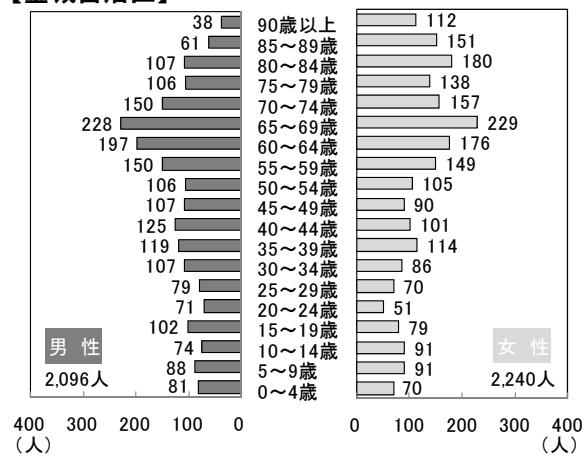
3

各自治区の状況

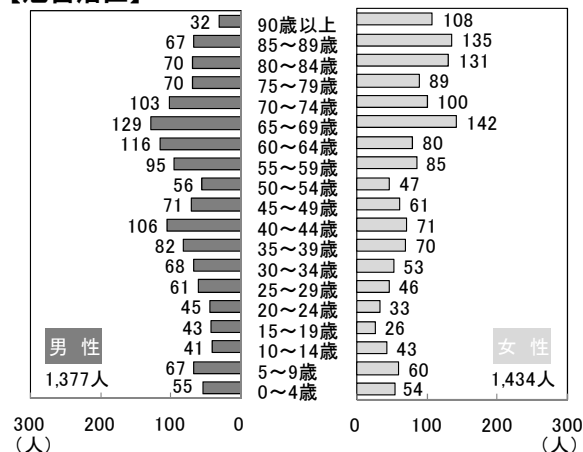
【浜田自治区】



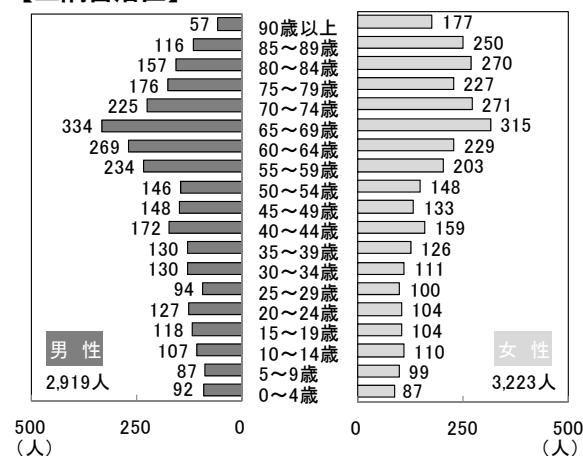
【金城自治区】



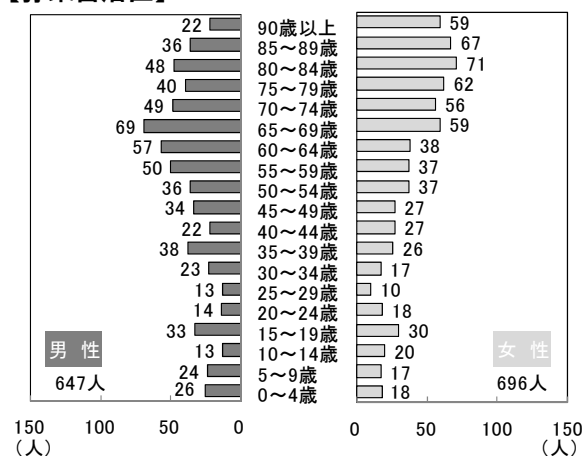
【旭自治区】



【三隅自治区】



【弥栄自治区】



資料:住民基本台帳(平成29年(2017年)10月1日現在)

4

市民の声から

(1) 中学生対象アンケート調査結果

①近所・地域とのかかわり

- 地域の行事や活動へ比較的参加している割合は全体で33.6%となっている。
- 近所の人とは「自分からあいさつをして、近所の人もあいさつを返してくれる」が64.8%と、半数以上の中学生が近所と顔見知りであいさつのできる関係にある。
- 地域の行事や活動への参加率が高い生徒ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にある割合が高い傾向にある。

②ボランティア活動

- 「時間があれば参加したい」が54.9%と高い傾向にある。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、ボランティア活動に興味がある割合が高い傾向にある。
- 参加したい時期等は、「長期休暇中」に「友だちと」が最も高い。
- 活動内容は「まつりやイベントの手伝い」、「乳幼児、小学生とのふれあい」、「清掃・美化、ごみ・リサイクル」、「特技を活かした活動」の順に高い。

③将来について

- 将来、浜田市に「住みたい」が18.1%、「浜田市以外に住みたい」が26.4%、「わからない」が53.6%となっている。
- 地域の行事や活動に参加している人ほど、「住みたい」割合が高く、参加していない人ほど「浜田市以外に住みたい」割合が高い。

課題（必要な対策）	子どもたちの地域行事や活動への参加促進
➤ 地域の行事や活動へ参加している人ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にあるとともに、ボランティア活動への意識も高い。 ➤ また、これからも本市に住みたいかどうかは、近所との付き合い・地域の行事や活動への参加状況が大きく影響している。 ➤ 地域のことを意識するきっかけとして地域の行事や活動への参加は重要であることから、より多くの中学生が参加できるような工夫が必要となっている。	

(2) 一般対象アンケート調査結果

①地域とのかかわり、地域への愛着

- 市民が助け合う「地域」の範囲は、「町内会（集落・行政区）」が56.3%、「隣近所」が26.4%の順に割合が高い。
- 近所との付き合いの程度は、「顔をあわせれば、あいさつをする」が46.5%、「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度の付き合い」が29.1%の順に高くなっている。逆に、「ほとんど顔も知らない」は2.3%となっており、9割以上の人が近所とあいさつ以上の付き合いをしている。

- 地域の行事や活動へ参加している人は42.3%。年代別では40歳以上の人の参加が4割を超えている。39歳以下は他の年代に比べ、参加している人は2割程度と参加率が低くなっている。
- 地域に愛着を感じている人は52.1%となっており、年齢が高い人ほど地域に愛着を感じている割合が高い。
- 現在住んでいる所にこれからも住み続けたいと思っている人は63.6%、住み続けたくないと思う人は7.0%となっており、年齢が高い人ほど住み続けたいと思っている割合が高い。住み続けたいと思う理由は「自分の土地や家があるから」、「長年住み慣れた地域だから」の順に割合が高く、住み続けたくない理由は「買い物や交通の便が良くないから」、「地域のしきたり・慣習・文化等になじめないから」の順に高くなっている。

課題（必要な対策）	若い世代が近所や地域とかかわりを持つきっかけづくり
➤ 地域とのかかわり（行事等への参加や子どもたちへのあいさつ）の度合は、年代別では39歳以下が少ない。この年代は近所とのかかわりも「あいさつ程度」が最も高い。この年齢層では今後も地域に住み続けたいと思う割合も低く、その理由である交通の便の改善や、近所との交流などの活性化が必要となっている。 ➤ 育児や仕事等で忙しい年代ではあるが、39歳以下の世代が主体的に参加できるような地域行事を行うなど、近所や地域とのかかわりを持つきっかけをつくることが重要と考えられる。	

②相談

- 困ったことが生じたときに、すぐに相談できる人が地域に「いる」が39.1%、「あまりいない」が26.3%、「家族以外いない」が27.3%、「まったくいない」が5.0%となっており、家族以外に相談相手がいる人の割合は約4割程度にとどまっている。
- 家族以外に相談相手がない人は、39歳以下で30.3%、40～64歳で31.9%と、他の年齢層に比べ割合が高くなっている。
- 困った時の相談相手は「家族、親戚」、「知人、友人、同僚」、「隣近所の住民」の順に高くなっている。年齢層が高くなるにつれて「隣近所の住民」の割合が高くなり、「知人・友人・同僚」の割合が低くなる傾向がみられる。
- 民生児童委員の活動や役割の認知度は54.2%で、若年層ほど認知度は低い。

課題（必要な対策）	地域から孤立する人を出さない相談・見守り支援
➤ 39歳以下、40～64歳は他の年代に比べて相談相手に「家族以外いない」割合が高い。この年代は子育てをしている人や働きざかり世代が多い年代であることから、悩みを相談する相手が家族だけで、地域から孤立することがないように対策が必要となっている。 ➤ 年齢層が高くなるにつれて、「隣近所」に相談する人の割合が高くなっており、高齢者の安心な生活において地域のつながりが役割を担っていると考えられる。そのため、高齢者や一人暮らしなどの世帯に対する隣近所からの見守り体制も重要となっている。	

③「助け合い」、「支え合い」に対する考え方

- いざという時に地域で頼れる人が「いる」と回答した人は53.2%。
- 住んでいる地域がお互いに「助け合っている」と思っている人は36.2%。「わからない」と回答した人も17.2%と比較的高い割合となっている。

- 困っている人を見かけた時に手助けをするかどうかは、「積極的に実行している」が39.7%（前回：45.5%）、「求められて手助けをしたことがある」が31.5%（前回：30.5%）と、前回調査と比べて手助けをしている人の割合が減少している。
- 近所の高齢者・障がい者・子育て世帯への支援は、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が33.0%で最も高い。できる範囲で支援したいと考えている人や、支援したい気持ちはあるがどうしたらよいかわからないという人は、合わせて41.0%となっている。

課題（必要な対策）	「支援したい」人を活動につなげるコーディネート
➤ 「支援したい」という気持ちを持っている人は全体で約7割おり、特に意欲の高い65歳以上を中心に「支援したい」人を実際の活動につなげるきっかけづくり、コーディネートが必要となっている。	

④ボランティア活動

- ボランティア活動の参加状況は「参加したことがない」が47.0%で最も高い。「現在参加している」が20.5%で、40～64歳、65～74歳の「現在参加している」の割合が他の年齢区分と比べて高くなっている。
- ボランティア活動に参加していない人が考える活動が難しい原因は、「きっかけがない」が31.3%、次いで「仕事が忙しくて時間がとれない」が24.2%となっている。
- 39歳以下、65歳以上では「きっかけがない」が、40～64歳代では「仕事が忙しくて時間がとれない」の割合が高くなっている。

課題（必要な対策）	ボランティア活動等の情報提供、参加のきっかけづくり
➤ 「きっかけがない」ためにボランティア活動に参加できていない人に対して、活動に関する情報提供等、参加するきっかけづくりが必要となっている。	

⑤防災対策

- 災害時の避難場所を知っている人の割合は71.8%と比較的高くなっている。75歳以上では知っている人の割合が61.7%と、他の年齢層と比べて低い状況にある。
- 地域の防災訓練への参加率は21.6%（前回：10.5%）と低くなっているものの、前回調査と比べて増加している。
- 地域の自主防災組織への参加意向は24.6%と低い。
- 災害時における助け合いで重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「地域の要援護者の把握」、「地域における援助体制の構築」の順に高くなっている。
- 災害について知ったり、助けを呼んだりするために必要なこととして、「携帯電話に災害情報を送ってほしい」、「防災行政無線で知らせてほしい」が約6割で高くなっている。年齢が高くなるにつれて、「民生児童委員が呼びかけに来てほしい」、「近所の人々に助けてもらいたい」の割合が増加する傾向がみられる。

課題（必要な対策）	地域防災体制の構築及び充実
➤ 75歳以上の避難場所の認知度が他の年齢層と比べて低く、災害時の避難誘導の支援を必要とする割合が高くなっている。 ➤ 災害時の助け合いのために必要なこととして、日頃からのあいさつや声かけなど、地域の関係づくりをあげる割合が高くなっている。しかしその一方で、地域の防災訓練への参加や自主防災組織への参加意向は低くなっている。 ➤ 災害時の避難場所などの情報を発信していくとともに、地域の防災活動の周知・参加促進を図り、防災体制の充実を図ることが必要である。	

⑥住民相互の助け合いに対する考え方・地域福祉推進のための課題

- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係は「必要だと思う」人が67.9%。
- 特に取り組みが必要な地域課題は「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」が75.5%、「災害時の助け合い」が70.4%、「障がいのある人への支援」が39.6%となっている。
- 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的な支援のあり方について、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」、「国・県や市町村の責任で行うべきであると思う」の順に高くなっている。
- 地域における支え合い、助け合いの推進のために必要なことは、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」、「身近な場所に相談窓口をつくること」、「高齢者、障がいのある人、児童の福祉施設の整備を充実すること」、「地域ごとに住民が気軽に集まり、利用できる場所をつくること」の順に高い。
- 年齢が高くなるにつれて、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」の割合が高くなる傾向がみられる。

課題（必要な対策）	住民相互の助け合いの意識啓発
➤ 地域で取り組んでいくべき生活課題について、「高齢者の支援」や「災害時の助け合い」、「障がいのある人の支援」などがあがっており、高齢者福祉・障がい福祉サービスの支援のあり方についても、「行政と地域住民が協力し合う」という協働の考えをあげる回答があがっている。 ➤ 地域福祉推進のために必要なこととして「地域住民一人ひとりの意識啓発」があがっており、特に年齢が高くなるにつれてその割合も高くなる傾向にある。日頃から地域のつながりを持っており、その必要性を感じている高齢層の希望がみられる。 ➤ 住民の助け合い意識の醸成は、地域への愛着や日常の不安ごとの解消、災害対策など様々な面での安心につながると考えられることから、地域でのかかわりの必要性について積極的な啓発を行っていくことが大切である。	

5

地域福祉の取り組み状況と今後の課題

本市では、前計画における4つの基本目標に基づき、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉意識の醸成やサービス提供体制の充実、重層的な支え合いのネットワークづくり、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり等に関係機関や地域住民との協働のもと、取り組んできました。

しかし、アンケート調査結果からは、地域福祉の根本である、地域における支え合い、助け合いの意識は広がってきているものの、若い世代は近所との関わりが少ない状況にあることや、ボランティア活動等に対してきっかけがなく活動ができない状況にあるなど、依然として具体的な活動促進に結びつけることが難しい状況にあることがうかがえます。

また、これらの状況に加えて、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる『2025年問題』や高齢者、障がいのある人、子どもに対する福祉サービスを地域全体で一体に支える「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進、生活困窮者への支援など、時代に対応した福祉の提供体制の検討が必要になっています。

そのため、本計画においては、前計画で重点的に取り組んできた「地域福祉の浸透」と「具体的な活動促進」を踏まえるとともに、以下の2つの課題の解決に向けた取り組みを推進することが求められます。

浜田市地域福祉計画の基本目標

- ① 地域の活動に市民が積極的に参加する
- ② 利用者主体のサービスを実現する
- ③ 総合的なサービス提供・連携体制を確立する
- ④ すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

今後の課題

①ボランティア活動や高齢者・障がいのある人・子育て世帯の支援など、助け合い・支え合いに関心のある人の力を最大限に活かす。

○地域づくりを「他人事」ではなく「我が事」として捉えることができるような福祉意識の醸成や住民交流の充実

○福祉に関心のない人や情報を受け取ることが難しい人への情報提供の仕組みづくり

②複雑・多様化する生活課題に対応するため、制度の枠に収まらない問題にも予防的な視点で取り組んでいく。

○市民、行政、専門職、関係団体等のつながりを拡充していくこと

○職員、専門職のスキルアップと支援ネットワークの強化

- 「他人事」ではなく「我が事」と捉える地域づくり
- 地域課題を「丸ごと（公的サービスのつなぎ）」支援できる地域づくり

前計画の課題と社会状況の変化を踏まえ・・・

「地域福祉の浸透」と「具体的な活動促進」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市ではこれまで、自らが地域福祉の担い手となってお互いを認め合いながら、主体的に活動していくことができるよう、「市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち」を基本理念に掲げ取り組みを進めてきました。

こうした中、本計画の策定にあたって実施したアンケート調査等において、市民の誰もが地域で安心して暮らしていく上で、地域の一人ひとりのつながりや、地域へのかかわりが大切だと考える意見があげられました。市民一人ひとりが地域の活動に参加し、地域の困りごとに対して協力し合って解決に導く「意識」を持つだけでなく、「支え手側」、「受け手側」という関係を超えて、だれもが地域の課題を「我が事」として捉え、助け合い、支え合うことが重要です。併せて、地域の課題を「丸ごと」受けとめる場づくりと新たな資源の創出により、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現していくことが必要です。

そのため、本計画においても次の基本理念を継続します。

市民を主役に 互いを認め合い 支え合うまち

「市民を主役に」という言葉には、市民一人ひとりが自分たちの地域について考え、参加する意識を持つということと、地域福祉に関する活動をする側も市民を中心に活動していく、という思いを込めています。

福祉に対する意識を高めることにより、互いを認め、共に生きられる社会をつくるため、「市民を主役に」という意識を市民一人ひとりが持つことで「互いを認め合い 支え合うまち」をめざします。

基本目標1 地域の活動に市民が積極的に参加する

地域を構成するのはそこに住む人々であり、地域をより良くしていくためには市民の力が不可欠です。よりよい地域福祉活動を推進していくためには、市民一人ひとりが地域のことを「我が事」として捉え、積極的に参加していくことが必要となります。

学校教育や生涯学習等を通じて、市民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていきます。また、ボランティア活動等により多くの市民の参加を促進するとともに、より活発に市民活動が行われるように支援を推進します。

基本目標2 利用者主体のサービスを実現する

現在の福祉サービスは、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっており、縦割り型の仕組みとなっています。

利用する市民の視点に立ち、必要としている人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、情報提供と相談体制を充実するとともに、権利擁護、サービスの質・量の確保を推進します。また、縦割り型となっている公的なサービスを包括化することにより、地域の課題に対して「丸ごと」支援する体制を構築します。

基本目標3 総合的なサービス提供・連携体制を確立する

地域づくりの基本となる隣近所でのつながりづくりをはじめとして、小地域・自治区・全市において重層的な支え合いのネットワークづくりを推進します。

また、市民のライフステージを通じて切れ目なく、適切な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関の連携体制を確立します。

基本目標4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が共に生きる社会こそノーマル（普通）の社会である、という「ノーマライゼーション」の考え方は地域福祉において重要な理念です。

すべての市民が安心して、共に住み慣れた地域で暮らせるように、互いに理解を深め、共に生きる意識の啓発を行うとともに、防犯・防災といった地域の安全・安心の体制づくり、移動手段の確保、施設や交通環境の整備を推進します。

3

計画の体系

理念

基本目標

地域福祉推進のための施策

市民を主役に

互いを認め合い

支え合うまち

1

地域の活動に
市民が積極的に
参加する

1 「我が事」意識として捉える地域づくり

2 市民の福祉意識の醸成

3 多様な人材の育成・支援

4 地区組織・団体活動の充実

2

利用者主体の
サービスを実現
する

1 「丸ごと」支援できる地域づくり

2 情報提供の充実

3 相談体制の充実

4 権利擁護の推進

5 生活困窮者の支援

6 サービスの質・量の確保

3

総合的なサービ
ス提供・連携体
制を確立する

1 身近な地域でのつながりづくり

2 重層的な支え合いネットワークづくり

3 保健・医療・福祉と他分野との連携

4

すべての市民が
安心して暮らせ
るまちをつくる

1 心のバリアフリーの推進

2 防災・防犯活動の推進

3 移動手段の確保

4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

第4章 地域福祉推進のための施策

1 地域の活動に市民が積極的に参加する

(1) 「我が事」意識として捉える地域づくり

地域づくりについて、市民が「他人事」ではなく「我が事」と捉え、主体的に関わっていけるよう、意識の向上を図ることが必要です。

現状と課題

- 「他人事」になりがちな地域づくりを、市民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりが求められます。
- 現在地域で福祉活動を行っている個人や団体を支援するとともに、新たな担い手を育成することにより、地域福祉の協力者を増やすことが望めます。

施策の方向

市民がそれぞれの役割を持ち、地域における当事者として積極的に地域づくりに参画できるよう、講演会や講座等を通じて福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

① 福祉を「他人事」から「我が事」にするための啓発活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地域づくりについて「我が事」として情報を得る意識を持ちます。 ○地域づくりに関する講演会や講座等に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○出前講座等を通じて継続的に理念の共有を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域づくりに関する講演会や講座等の支援に努めます。

② 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○市民が主体となって地域における課題解決に向けた話し合いを行います。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域の活動団体等と連携し、課題解決に向けた取り組みを行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域における集いの場や話し合いの場を支援します。 ○地域住民同士の支え合い活動の推進に向けて、その支え手となる支援者の養成に取り組みます。 ○高齢者や障がいのある人などの当事者組織の支援に努めます。 ○生活支援コーディネーターを配置し、全市及び各日常生活圏域の生活や困りごとの実態を把握し、支援者と困っている人のマッチングを行います。

(2) 市民の福祉意識の醸成

地域福祉を推進する上で、市民一人ひとりが地域に参加する意識、地域に共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切です。

現状と課題

- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が「必要」と思っている人が約7割と大半を占めています。
- 地域福祉を推進していくために必要なこととして、「地域住民一人ひとりが相互に助け合っていく意識を高めていくように啓発すること」、「身近な場所に相談窓口をつくること」の割合が高くなっています。
- 住民同士の支え合いが必要と考える意識は広く市民に浸透しており、さらなる啓発が必要と考える声があがっていることから、今後もできる限り若い年齢層からの福祉意識の醸成に取り組んでいく必要があります。
- 公民館では各種講座の場が提供されており、生涯学習や生きがいつくり等の取り組みに、市民が積極的に参加しています。
- 各種講座や講演会、障がいや人権問題に関する理解促進、福祉関連のイベントを通じて、市民の福祉意識の啓発・向上が図られています。
- 関係団体調査からは、関心の高い人の参加がみられる一方、参加者の固定化がみられるため、様々な人の参加が得られるよう周知啓発を図っていくことが必要です。また、障がい者や高齢者をはじめ誰もが参加しやすい行事等があるとよいという意見もあります。
- 人材育成を目的とした養成講座等については、講座からいかに今後の活動につなげていくかを考慮して取り組みを進めることが必要です。

施策の方向

学校や地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、市民の福祉意識の向上を図ります。

① 幼児期からの福祉意識の醸成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○交流の機会に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ○福祉施設の地域への開放に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○認可保育所（園）において障がい児保育や高齢者との交流を実施しており、引き続き推進します。

② 小・中・高校生に対する福祉教育の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○福祉教育の場に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。 ○（保護者として）いのちの大切さを伝えます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域資源を活用した福祉教育を推進します。 ○福祉施設の地域への開放に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○総合的な学習の時間などの機会を利用した福祉体験学習や「ふるさと郷育」を推進します。 ○保育所（園）・幼稚園・子育て支援センターにおいて、中高生を対象とした子育て体験学習を実施します。

③ 生涯学習による福祉教育の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○公民館活動や出前講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○福祉に関する講座や行事等の企画・実施（講師の派遣など）に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○生涯学習や生きがいづくりの活動への主体的な参画を促進するため、公民館事業を推進します。

④ 各種講座等の情報提供

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○広報等で情報を収集する意識を持ちます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○福祉に関する講座や活動を積極的に広報します。 ○視覚・聴覚障がい者等に配慮した「情報発信」形態の作成に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○認知症サポーター養成講座やあいサポーター養成講座などをはじめとする講座について周知や参加の促進を図ります。 ○広報・ホームページ等を活用し、福祉制度や各種講座、行事開催など、福祉に関する情報提供を行います。 ○多くの人が情報を入手できるように、関係団体と連携して音訳テープ等様々な形での情報提供に努めます。

⑤ 各種行事の開催

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

(3) 多様な人材の育成・支援

地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」に支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

現状と課題

- 困っている人を見かけた時に何らかの手助けをする人は約7割と、助け合いの意識を持つ市民が多くなっています。
- 近所の高齢者・障がいのある人・子育て世帯に対して、できる範囲で支援したいと考えている人は約3割、支援したいがどうしたらよいかわからない、余裕がなくできない人が約5割となっています。
- ボランティア活動の参加状況は「参加したことがない」が約5割と高くなっており、参加していない理由は「きっかけがない」、「仕事が忙しくて時間がとれない」が主となっています。
- 支援が必要な人に対し、何らかの手助けを行いたいと考える人の、ボランティア等への参加促進を図れるよう、きっかけとなる地域活動や学習の場の充実を図り、人材の育成・確保に取り組んでいくことが大切です。
- 関係団体調査からは、市民の地域活動への参加を促していく上でリーダーとなる人の存在が重要であり、そういった人材の育成が必要と考える意見があります。
- 島根県立大学では、地域連携課を通じ、地域でボランティア活動を行いたい学生の募集が行われています。また、地域でのボランティア活動を主としたサークルも複数存在しており、学生の積極的な関与がみられます。
- 平成25年度（2013年度）以降、新たに5つのNPO法人が設立されていますが、活動に関して、情報発信・情報共有の場が不足しているため、情報発信を充実していくことが必要です。

施策の方向

幅広い層にボランティア・NPO活動等の市民活動への参加を働きかけるとともに、既存の市民活動の情報や様子等について、より一層情報発信を行い、活動への支援と参加促進を推進します。

① ボランティアの養成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○ボランティア養成講座に積極的に参加します。 ○学習したことを地域活動等に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ボランティア養成講座の企画・実施に協力します。 ○ボランティアに関する情報提供や相談などを地域の身近な場所で行います。 ○認知症カフェやサロンなど地域で実施されている事業へのボランティア活動の参加を推進していきます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉に関するボランティア養成講座を開催します。 ○認知症サポーター養成講座、あいサポーター養成講座を開催し、参加促進を図ります。

② ボランティア、NPOの活動支援と参加促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○支援者・協力者として登録に努めます。 ○ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、シルバー人材センターを積極的に活用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ボランティアセンターを積極的に活用します。 ○シルバー人材センターに仕事を発注します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○ボランティアに関するコーディネート等を行い、ボランティアセンターの機能を強化します。 ○ボランティアやNPO活動等の市民活動について、情報発信や活動支援を行います。 ○ファミリーサポートセンターを運営し、援助活動の仲介役を果たします。 ○シルバー人材センターの運営を支援します。

③ 大学生等による地域福祉活動の促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○(大学生等の若い世代は)地域福祉活動に積極的に参加・実施します。 ○若い世代と積極的に交流します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○大学生等の若い世代に地域福祉活動への参加を積極的に働きかけます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○大学生等の若い世代がボランティア等の地域福祉活動を実施、あるいは活動に参加できるよう、機会の提供を行います。

④ 高齢者・退職者への地域福祉活動の参加促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○(高齢者や退職者は)ボランティア養成講座や地域福祉活動に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○高齢者や退職者が豊富な知識や経験を活かせる場を提供するとともに、積極的に活動への参加を働きかけます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○高齢者や退職者に対して、ボランティア養成講座やボランティア等の地域福祉活動について積極的に情報提供し、参加を働きかけます。 ○高齢者の知識や経験を活かし、担い手として活躍できる場の確保に努めます。

⑤ 地域のリーダー育成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○自分の持つ技術や知識を地域福祉活動に活かします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○研修等の企画・実施に協力します。 ○リーダーの活躍の場を提供するとともに、リーダーに協力しながら地域福祉活動を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○福祉現場などの経験者(退職者)・高齢者等を地域福祉推進のリーダーとして育成するための研修等の実施に努めます。 ○地域の中で活動する健康福祉関係委員(民生児童委員、福祉委員、すこやか員など)への研修等を実施します。

⑥ 企業によるボランティア活動の促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○まちづくり活動に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○事業主をはじめ、従業員一人ひとりが社会貢献に対する意識を高めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○企業に対して社会貢献への理解を働きかけ、まちづくり活動への協力を働きかけます。 ○高齢者への見守りなど地域で活動する企業が参加できるボランティア活動の仕組みづくりを推進します。

(4) 地区組織・団体活動の充実

地域には様々な地区組織・団体があり、地域での福祉活動への支援は社協がその推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後さらなる地域福祉の推進を図るために、市と社協が連携し、市民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要となっています。

現状と課題

- 平成23年度(2011年度)から実施している「まちづくり総合交付金」制度を平成28年度(2016年度)に改正し、町内会単位の支援だけではなく、広域的な住民自治組織、「地区まちづくり推進委員会」に対する地域課題解決のための活動支援など、地域の状況に応じたメリハリのある支援ができる制度構築をしています。
- 地域における各種会議に積極的に参加し、計画策定のサポートを行うなど、地域コミュニティ活動への支援を行っています。
- 関係団体調査からは、少子化や現役世代の地域活動への参加が少ないことを背景とする担い手不足により、地域団体の疲弊が課題としてあげられています。また、活動の場の確保が難しいという意見もみられます。
- 少子高齢化の影響から担い手不足により活動を行うことができない地区が生じています。特に中心市街地において顕著であり、中心市街地における担い手の確保や、地区まちづくり推進委員会の設立を促す取り組みが必要です。

施策の方向

積極的に地域に入り込み地域活動への支援を行うとともに、より多くの市民が活動に参加できるよう、活動内容の情報提供を行うなど、活動の活性化を図ります。

① 地区社協活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地区社協活動へ積極的に参加・協力します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地区社協を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地区社協活動を支援します。

② 自治会等の地域コミュニティ組織活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○町内会・自治会等の行事に積極的に参加・協力します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域課題を共有するとともに、課題解決に向けて協議します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域の計画づくり等をサポートする人的支援を強化し、地域力の向上を図ります。

③ 各種団体活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○団体活動に参加します。 ○より多くの人が活動に参加できるように声かけ等、仲間づくりを進めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○団体同士の交流・情報交換を推進します。 ○福祉活動や地域課題の解決のための連携を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○母親クラブや高齢者クラブ等、当事者団体の活動を支援します。 ○当事者団体の活動内容の情報提供を行い、市民参加の促進を図ります。

2 利用者主体のサービスを実現する

(1) 「丸ごと」支援できる地域づくり

地域の課題に対して、対象者ごとに縦割りとなっている公的な福祉サービスを包括化し、総合的な支援体制の整備を進める必要があります。

現状と課題

- 行政においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の支援体制を整備していくことが求められます。
- 地域において課題解決力を強化していくために、包括的な相談支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向

生活上生じる課題（介護、障がい、子育て、病気、住まい、家計、孤立等）について「丸ごと」支える体制整備に取り組み、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

① 「丸ごと」支援するための基盤整備

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地域で困り事に気づいたときには、その人の立場に立って支援ができるよう心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○様々な生活課題に対応できるよう、地域での連携体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○市民、関係機関・団体等とともに、それぞれの有する地域資源や抱えている課題に関する情報を共有するための基盤づくりを推進します。 ○複合的な課題に対応するため、課題に応じて関係者が集まって協議する場や協働の仕組みづくりを進めます。 ○職員、専門職のスキルアップを図り、支援体制の強化に努めます。

② 包括的な相談支援体制の構築

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○様々な相談窓口を把握します。 ○困ったことがあれば相談窓口を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域で困り事がないか、見守り等を通じて把握し、適切な対応を図ります。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○相談支援機関（地域包括支援センター、相談支援事業所、浜田児童相談所、浜田市消費生活相談室など）において、相互に協力・連携を図り、分野を越えて市民が抱える生活課題の解決に取り組みます。

(2) 情報提供の充実

各種制度、サービスの充実により、利用者が福祉サービスを選択・決定する時代となり、利用者自身が適切な情報を収集し、選択することが必要となっています。

現状と課題

- 一般対象アンケート調査では、情報の入手先として、「市役所の窓口や広報紙」、「町内会の回覧板」、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の順に高くなっています。
- 高齢者層では町内会の回覧板による情報入手が高い傾向にあることや、若い年齢層ではインターネットでの情報入手の割合が多くなっているなど、誰でもいつでも必要な情報や知識を入手できるように、情報を入手する場所・媒体の充実を図ることが重要となっています。
- 情報提供については、高齢者や障がい者を含め、誰もが等しく必要な情報を入手できることが求められています。
- 高齢者、障がい者、児童福祉など分野別の情報は、庁内の各担当部署での相談対応等による情報提供を行っています。また、聴覚障がい者のための手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣など、情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 関係団体調査からは、情報や課題を把握するための様々な媒体があるが、市民がそれらの方法や手段について知らないおそれがあるという意見があります。また、関心の少ない人は情報等を得ようとする意識を持ちづらいため、関心度を高める取り組みが必要とされています。
- 今後も、必要な情報を必要な方が得ることができるよう、情報発信の場や手段の充実が必要です。

施策の方向

誰もが等しく必要な情報を入手できるように、情報提供の充実を図ります。個人情報を取り扱う際には、適切な利用と漏洩の防止を図ります。

① 情報提供の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○広報や回覧板等には必ず目を通します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域の行事や事業者が行うサービス等の情報を定期的に更新し、紙媒体やインターネット等により情報を発信します。 ○子育て支援センターや地域包括支援センター等、中核機関に情報を発信します。 ○サロン活動の場を活用して情報提供を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報による情報発信を一層充実します。 ○メール・インターネット等、電子媒体による情報提供を拡充します。 ○ケーブルテレビを利用した情報発信を推進します。 ○市民が情報を入手しやすいように、各種相談窓口や公民館、サロン活動の場等、市民の利用が多い場所に情報を集約します。

② 情報提供のユニバーサルデザインの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○手話通訳や点字等、ボランティア養成講座の参加や専門的知識の習得に取り組めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○情報提供にあたっては、誰もが情報を得られるようユニバーサルデザインへの配慮に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報やホームページ等で情報提供する際には、音声の読み上げや文字の大きさ、配色等に配慮します。 ○聴覚障がい者のための手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣を推進します。

③ 個人情報の保護

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○個人情報保護について正しく理解し、個人情報を適切に取り扱います。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○浜田市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な取り扱いと情報漏洩の防止を図ります。 ○避難行動要支援者名簿については、名簿掲載者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者への情報提供を行います。 ○市民の個人情報保護に対する理解を深めるため、啓発を進めます。

(3) 相談体制の充実

保健・医療・福祉に関する相談は、市の各担当窓口のほか、地域包括支援センターや子育て支援センター、障がい者福祉の相談支援事業所等で対応しています。

地域住民が抱える問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大きなものとなっています。

地域から孤立する人がでないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、状況に応じて身近なところから専門機関に適切につなげていく相談支援体制を強化していくことが求められています。

現状と課題

- 一般対象アンケート調査では、地域で「相談できる人がいない」（「あまりいない」＋「まったくいない」）は3割となっています。
- 39歳以下と40～64歳では、相談できる人が「家族以外にいない」が他の年代よりも割合が若干高くなっています。この年代は子育てをしている人や働き盛りの人が多い年代であることから、悩みを相談する相手が家族しかおらず、地域から孤立することがないように対策が必要となっています。
- 困った時の相談相手は、高い順に「家族、親戚」、「知人、友人、同僚」、「隣近所の住民」となっています。年齢層が高くなるにつれて「隣近所の住民」の割合が高くなり、「知人・友人・同僚」の割合が低くなる傾向がみられることから、高齢者層の地域での孤立を防ぐ上で、地域のつながりが重要と考えられます。
- 民生児童委員の認知度は約5割となっています。民生児童委員は地域での身近な相談相手として、地域の見守り役としての活躍が期待されることから、市民へのさらなる周知が必要となっています。
- 子育て支援では、子育て支援センターや保育所（園）における相談機能を充実することに加え、身近な相談先のない保護者に対しては母子健康手帳交付時や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診等の接触機会における相談体制の充実に努めています。
- 平成28年度（2016年度）より各支所に地域包括支援センターのサブセンターを設置し、高齢者がより身近なところで相談を受けることができるよう、相談支援の強化に努めています。
- 全てのサブセンターに社会福祉士、主任介護支援専門員を配置することは困難であることから、成年後見や虐待に関する相談については、地域包括支援センターにおいて対応の補完を行っていますが、様々な相談に対応できるよう、人材の確保や育成に取り組むことが必要です。

施策の方向

市民の身近な相談相手として、各種相談支援員の活動を支援していきます。また、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は相談支援事業所、子育て支援は子育て支援センターが総合的な相談窓口となり、各相談窓口を中心とした相談支援体制を強化します。

① 身近な相談支援員活動の充実

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○身近にいる民生児童委員をはじめとした各種相談支援員を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談することを心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○民生児童委員をはじめとした各種相談支援員は、地域での相談・見守り活動を推進します。 ○各種相談支援員と連携して地域での見守り体制を充実します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○民生児童委員をはじめ、主任児童委員、福祉委員、身体障がい者・知的障がい者相談員といった、市民の身近な相談員について、広く市民に広報するとともに、活動への支援を強化します。

② 各相談窓口を中心とした相談支援体制の強化

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各相談窓口と連携し、一貫した支援を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。 ○子育て支援では、子育て支援センターや保育所（園）における相談機能を充実するとともに、乳幼児全戸訪問等を活用した個々の保護者の状況把握に努め、適切な相談支援の推進に努めます。 ○様々な相談事例に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。

③ 健康・福祉相談窓口一覧の作成

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○相談窓口を把握します。 ○困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各相談窓口について知り、困っている人などに窓口を紹介します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康、福祉に関連する国・県・市などにおける問い合わせ窓口の一覧を作成し、ホームページや紙媒体等での情報発信に努めます。 ○各相談窓口において、必要な相談機関や支援等につなげます。

(4) 権利擁護の推進

福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。

そのため、利用者の権利として、高齢あるいは障がいによりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できる仕組みや、サービスを利用した際に苦情等を申し出る仕組みが必要となります。

また、児童や高齢者、障がい者への虐待やDVが社会問題として捉えられており、児童・高齢者・障がい者・女性等への人権侵害を防ぐ取り組みも必要となっています。

現状と課題

- 権利擁護の事業については、成年後見制度の啓発や、市民後見人の養成に関する事業を社協へ委託し実施しています。
- 関係団体調査からは、高齢者や障がい者の日常生活自立支援事業や成年後見制度へのニーズが高まっていくことが予想され、地域との連携による実態把握や利用支援へとつなげていく取り組みが必要とされています。
- 認知症高齢者等の増加に伴い成年後見の市長申立件数は年々増加しており、また、複雑な事情の絡むケースが増加している一方で専門職後見人の受任者が不足している状況にあるため、市民後見人養成講座や、養成講座受講後のフォローアップ等、人材の育成と活動支援体制の整備が必要です。
- 虐待やDVが発生した場合に速やかな対応ができるよう、関係機関との連携体制を構築していくことが大切です。

施策の方向

利用者が地域で安心して生活できるよう、市民後見人の養成に取り組むなど権利擁護事業を強化するとともに、制度や仕組みの利用支援、周知を推進します。また、児童・高齢者・障がい者への虐待やDVの予防、対応にあたって関係機関との連携を図るとともに、保護者や介護者の負担を軽減する支援を推進します。

① 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○高齢者や障がい者を地域で見守ります。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。 ○民生児童委員は高齢者や障がい者の見守りを行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○日常生活自立支援事業を実施します。 ○判断能力が不十分な人を対象に、サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理、悪質商法の被害の防止等を行うため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、利用を支援します。 ○市民後見人養成講座の受講促進やフォローアップによる活動支援等、人材の育成と支援体制の整備に取り組みます。

② 苦情相談窓口の利用促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○サービス等に不満がある時は、適切な相談先へ相談します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス等の申し込み窓口での対応や相談・情報提供を充実します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○各支所に地域包括支援センターのサブセンターを設置し、より身近なところでの相談対応を行います。 ○サービス事業者や行政の相談窓口について情報提供を行います。

③ 虐待予防・DV対策の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○児童・高齢者・障がい者への虐待や女性への人権侵害を防ぐ地域づくりを進めます。 ○虐待やDVの相談窓口を把握し、DVを受けたり、虐待やDVを発見した場合には勇気を持って関係機関に通告します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○関係機関と連携し、虐待やDVを未然に防ぐとともに、早期発見に努めます。 ○虐待を発見した場合は、相談窓口へ連絡するなど早期対応に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○児童・高齢者・障がい者への虐待やDVを未然に防ぐとともに、発生した場合には速やかに対応できるよう、関係機関が連携して取り組みます。 ○保護者や介護者等の身体的・精神的負担を軽減するサービス提供や相談支援を推進します。 ○虐待やDVに関する相談窓口の周知を図ります。

(5) 生活困窮者の支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、関係機関が連携して各種の施策につなげるとともに、経済的な自立のみならず、それぞれが自分らしく自立した生活が送れるよう、地域社会の中で役割や生きがいを持てる機会づくりを行うことが必要です。

現状と課題

- 社会経済の構造的な変化や就業形態の多様化等を背景に、生活保護受給者や生活困窮者が増加しています。
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援を強化する「生活困窮者自立支援事業」を平成27年（2015年）4月から実施しています。
- 生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援体制を構築するとともに、既存の地域福祉施策との連携を図ることが必要です。

施策の方向

地域福祉の視点で地域のネットワークを活かし、支援の輪を広げながら、生活困窮者自立支援事業を推進します。

① 生活困窮者に対する自立支援の充実

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○生活困窮者自立支援事業について把握します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○関係機関・団体で連携を図り、訪問などによる積極的なアプローチをすることにより、生活困窮者の早期発見につなげます。 ○関係組織・団体との協働により支援に取り組みます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○相談者一人ひとりの思いに寄り添いながら伴走型の支援を行います。 ○生活保護に至る前の段階から、それぞれに状況が異なる生活困窮者を早期に支援できるよう、相談窓口について、広報やホームページなどを通じ普及・啓発します。 ○子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係課で情報共有と連携を図り、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、各種事業の実施に努めます。

(6) サービスの質・量の確保

本市では、子育て支援・高齢者・障がい者において個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて各施策を推進しています。

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社協や福祉団体・NPO・ボランティア等による様々なサービスの参入を促進していくことが必要となります。

現状と課題

- 介護保険や障がい福祉サービスなどの公的な支援のあり方について、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべきであると思う」の割合が最も高く、次いで「国・県や市町村の責任で行うべきであると思う」が高くなっています。
- 関係団体調査からは、NPOやサービス事業所等の社会資源が減少しないよう、団体間・事業所間の横のつながりを強化していくことが必要という意見がみられます。
- すべての市民が地域で安心して暮らしていく上では、公的なサービスの質・量の確保をはじめ、地域で活動する機関・団体などと連携して支援施策を展開していくことが必要です。
- 保健医療においては、一次・二次医療圏の機能区分に応じて、各関係機関と連携を図りながら包括的な取り組みを行っています。
- 介護保険制度が高齢者を支える社会保障制度として定着し、高齢者人口の増加とともに介護サービスの需要は増加しています。
- 介護職を取り巻く労働条件等の環境が改善されておらず、関係団体調査からも人材不足を課題としている意見がみられるため、引き続き、浜田市独自の助成制度等の運用を行って人材の確保に対応する必要があります。

施策の方向

事業者と連携し、サービスの質・量の確保・向上を図ります。

① 福祉専門職の資質向上

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○（専門職の人は）研修や講演会等に参加し、資質向上に努めます。 ○（利用者は）サービスに不満がある場合には相談をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○事業者はサービスの質を高めるため、積極的に職員の資質向上に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○研修や講演会の開催、情報提供を行い、福祉専門職の資質向上を促進します。 ○事業者に対して、職員研修の実施への補助を行い、職員の資質向上を促進します。

② 福祉専門職の確保

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○（現在福祉に携わっている人をはじめ、今後興味のある人は）学習や資格取得をめざします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○専門的な人材の確保に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○既存の人材の専門性向上に向けて新たな資格取得を促進するとともに、専門的な人材の確保に努めます。 ○介護人材確保・定着対策事業を通じて、人材確保に要する経費と人材育成に要する経費を支援し、福祉専門職員の確保に努めます。

③ サービスの第三者評価制度の導入

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○サービスに不満がある場合には相談をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービスを提供する事業者は第三者評価の利用に努めます。 ○運営内容や福祉サービス内容について自己評価し、提供体制の改善に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○サービス事業者に県の福祉サービス第三者評価の利用を働きかけます。 ○福祉サービスに対する苦情・相談・要望について事業所等と情報交換し、サービス改善につなげるよう努めます。

④ 民間事業者の参入促進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○利用者のニーズの把握・分析を行い、新規参入・サービス提供に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○幅広い民間事業者の参入を促進するため、福祉サービスに関するニーズ等の情報提供を行います。 ○市の福祉事業の委託を推進します。

(1) 身近な地域でのつながりづくり

昔から「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所づきあい」など、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となります。お互いの顔がわかり、共にふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の力となり、様々な地域課題を解決する糸口となります。

現状と課題

- 中学生対象アンケート調査では、近所の人とは「自分からあいさつをして、近所の人もあいさつを返してくれる」が約6割と、半数以上の中学生が近所と顔見知りであり、地域の行事や活動への参加率が高い中学生ほど、近所と互いにあいさつのできる関係にある割合が高い傾向があります。
- 一般対象アンケート調査では、9割以上の人が高齢者層ほど、地域とのつながりを持っており、現在の地域への愛着や住み続けたいと考えている割合が高くなる傾向がみられます。一方、住み続けたくない理由として「地域のしきたり・慣習・文化等になじめないから」、「特に親しい仲間・友人・ご近所がないから」が高い割合を示しており、人付き合いや地域関係づくりを進めるとともに、多様化する生活スタイルへの柔軟な対応が必要と考えられます。
- 関係団体調査からは、高齢者を中心としたサロン活動は150か所を超え、集いの場づくりが進んでいると考えられており、今後もこうした身近な集いの場の開設に際する支援や市民への周知と参加促進を図っていくことが必要です。また、地域での孤立を防ぐことが地域活動への参加を促進する上で大切という意見もあります。
- 声かけ・明るいあいさつ運動、見守り活動、門灯点灯運動など、市民中心で行う防犯活動を通じて地域でのつながりづくりが行われています。しかし、活動の継続が難しい面もあるため、継続的な防犯の取り組みを通じて、活動の活発化を促すことが必要です。
- 各日常生活圏域に配置している生活支援コーディネーターを中心に、「集いの場」づくりを地域全体で推進していく機運を高めていくとともに、住民に対しての動機付けを行うなど、住民運営の「集いの場」の充実を図るための支援に取り組んでいます。
- 健康づくりや介護予防の講座を、サロンや地区単位、グループ単位で開催することにより、多くの高齢者が参加し情報提供を行うことができた一方で、限られた団体や人に対しての普及となる側面もあるため、幅広い参加を促進する体制整備が必要です。

施策の方向

近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築くきっかけとして、あいさつ等の声かけ運動や多くの人が気軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

① あいさつ等の声かけ運動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○隣近所、地域内で気軽にあいさつ、声かけを行います。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○あいさつ等の声かけ運動を進めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○日常的なあいさつ等による声かけを町内会・自治会等の地域コミュニティ組織や学校等と連携して促進します。

② 各種行事の開催【再掲】

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

③ サロン活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○子育てサロン・地域サロンに積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サロンの活動で、各種講座・講演会・講習会を開催します。 ○サロン活動の機会に福祉サービス等の情報を提供します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域の人が気軽に集い、交流や仲間づくりを行う場として、子育てサロンや地域サロン活動を支援します。

④ 集いの場・居場所づくりの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○集いの場・子どもや高齢者の居場所に積極的に参加します。 ○地域での閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりに努めます。 ○地域の既存施設を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○集いの場・子どもの居場所において、活動内容の充実に努めます。 ○市民の集いの場として、集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設を活用します。 ○空き地・空き家を有効活用します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○子育て中の保護者や乳幼児が交流・相談できる場、放課後の児童の居場所づくりを推進します。 ○集会所・公民館・総合福祉センター等の既存施設の維持管理、有効活用を推進します。 ○空き地・空き家の有効活用を支援します。

⑤ 見守り活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○日頃から地域の子ども・高齢者・障がい者を気かけるとともに、見守り活動に参加・協力します。 ○育児や介護などでわからないことがある時に、相談したり尋ねたりすることができる人を身近につくります。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○子ども・高齢者・障がい者の見守り活動を組織的に展開します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域内の子ども、一人暮らし・夫婦のみなどの高齢者世帯、障がい者に対して、民生児童委員・保健師・関係機関職員等が連携して見守る活動を推進します。

(2) 重層的な支え合いネットワークづくり

地域の課題を個々にみると、背景には様々な制度や状況が複合的に絡み合っている事例が多くあります。

地域の課題や複雑に絡み合った事例を単独の機関で解決することは困難であり、身近な地域内をはじめ、全市的に関係者が連携する仕組みを構築することが必要となっています。

現状と課題

- 各自治区における地域協議会や勉強会、まちづくり連絡会議等の開催により、連携体制の構築を図っています。これにより、市民が地域の課題や方向性を共有し、まちづくり計画策定等につなげるとともに、他の地域の取り組みを学び、気づきを得ることができています。
- まちづくりフォーラムや人材育成研修会を通じて、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担う「地域リーダー」の後継者づくりの支援を行っています。
- 少子高齢化と人口減少の進行により、自治機能の低下や地域リーダーが不足しており、市街地においては人口の空洞化も進んでいることから、地域活動は困難になってきています。
- 関係団体調査からは、地域の人・団体が共通認識のもと協力し合いながら活動を進めていく機運を醸成していくことが大切であるという意見があがっています。また、人・団体間のネットワークづくりについて、行政や社協からの助言や仕掛けが欲しいという意見もありました。
- 公民館区や小学校区等を基本とした「地区まちづくり推進委員会」の組織化と活動支援に努めていますが、市街地においては組織化が進まず、中山間地域においては次代を担う若者の育成に苦慮している状況です。
- 更なる住民自治を進めるためには、市民と行政が一体となった協働関係を築くとともに、地域課題の解決に向けた取り組みを牽引する地域リーダーの育成やNPO・ボランティア団体との更なる連携の強化が必要です。

施策の方向

地域の拠点である公民館が実施している「ひとづくり」活動と連携しながら、市民主体のまちづくりへの機運の醸成を図るとともに、各地域の取り組みや情報を共有できる環境を整えていきます。

① 重層的な連携体制の構築

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地域の構成員としての意識を持ち、隣近所の見守りに努めます。 ○支援が必要な人がいた場合は適切な人・機関につながります。 ○まちづくり協議会等の各種会議に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○「全市」・「自治区」・「小地域」の3つの単位での連携体制を構築します。 ○連携にあたって、各単位を構成する団体・組織の名簿作成に努めます。 ○地域で支援が必要な要援護者を把握し、要援護者や社会資源等を入力した福祉支援データマップを作成し、情報の集約と管理、更新を行うとともに、効果的・継続的な支援体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地区まちづくり推進委員会やひとづくり活動等の取り組みを支援し、地域活動の活性化に努めます。 ○各地域の取り組みや情報を共有できる環境の整備に努めます。

② 地区の活動拠点とコーディネーター機能の設置

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○小地域での連携を深めるため、拠点を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○小地域の活動拠点に情報を提供するとともに、拠点での活動に協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域住民が集まりやすい場所に小地域の活動拠点を設置するよう努めます。 ○地域の相談・支援、情報収集・提供等を行うコーディネーターの育成・拠点への配置に努めます。

(3) 保健・医療・福祉と他分野との連携

国においては、医療・介護・福祉・雇用、年金等の各制度が相まって一人ひとりが安心して暮らせる社会を構築するための方策として、参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）をめざしています。

市民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉及びその他関係する分野の機関が連携し、サービスの提供を総合的に調整する体制の整備が必要となっています。

現状と課題

- 保健医療においては、一次・二次医療圏の機能区分に応じて、各関係機関と連携を図りながら包括的な取り組みを行っています。（再掲）
- 地域の健康づくりの推進として、各種健（検）診、予防接種の円滑な実施体制を市内医療機関、各種健（検）診機関等の協力を得て実施しています。
- 医師の高齢化により、医療機関によっては医療従事者の確保が課題となることが考えられます。また、医師、看護師等の専門職も不足しているため、様々な支援を行っています。
- 医療機関の偏在化により、地域によっては高齢者の受診が困難となっていると考えられるため、受診しやすいような交通手段の確保が必要となります。
- 公民館における生涯学習事業や講座等については、高齢者へ積極的な参加を促すだけでなく、福祉活動へつながるよう、事業を推進していく必要があります。
- 保育分野については、保護者の就労の多様化により、休日保育、一時保育、特定保育など、保護者のニーズに応えた柔軟な保育サービスを提供しています。
- 今後も各分野間での連携のもと、安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。

施策の方向

ライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係する機関の連携体制を構築します。

① 保健・医療・福祉の連携強化

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○日頃からかかりつけ医を持ち、地域で受診するなど、地域における医療サービスの活用を心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉の分野において、保健・医療・福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

② 障がい者のライフステージ移行支援

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地域における見守り活動に参加・協力します。 ○障がいや障がい者に対する理解を深めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○各機関が相互に情報を共有し、一貫した支援体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がいの発見から乳幼児期・学童期を経て就労、社会参加、余暇活動等、障がい者の各ライフステージにおいて切れ目なく継続的な支援ができるように、保健・医療・福祉・教育・労働の各機関が連携して総合的な支援体制を構築します。

③ 生涯学習・余暇活動における連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○公民館で行われる各種講座や事業に参加し、生きがいつくりから福祉の活動につなげていきます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○生きがいつくりと福祉が連動した活動を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○生涯学習、余暇活動において、市民の主体的な参画を推進し、福祉と教育の更なる連携強化を図ります。

④ 健康づくりにおける連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○地域での健康づくり活動に参加しながら、地域内の交流を深めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地区組織・団体等による福祉活動と健康づくり活動の連携を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○地域での健康づくりの推進にあたっては、関係機関による福祉活動の連携を推進します。

⑤ 就労における連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○障がいや障がい者、就労についての理解を深めます。 ○男女が協力して育児をする意識を持ちます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○障がい者の雇用、障がい特性の理解を進めます。 ○男性の育児休業の取得促進等、子育てと仕事の両立に配慮します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がい者の就労支援では、福祉・教育・労働の各機関の連携を推進します。 ○子育てと仕事の両立にあたっては、柔軟な労働環境の整備を企業に働きかけます。

4 すべての市民が安心して暮らせるまちをつくる

(1) 心のバリアフリーの推進

すべての市民が共に、安心して暮らせるまちを実現するためには、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させていくことが重要となります。

そのため、市民一人ひとりが、障がいや認知症等への理解を深め、「心のバリア」を解消していくように、あらゆる機会を通じて相手に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることが必要となっています。

現状と課題

- 政府が提唱する「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の実現に向け、ハード面の充実と併せてソフト面「心のバリアフリー」の推進を図る必要があります。
- 心地よい空間を共有するための言動等についての認識は、まだ市民間で定着できていないため、ハード面の充実は勿論のこと、ソフト面（思いやりの心・接遇面の対応等）の充実を図ることが今後の大きな課題となっています。
- 福祉に関する意識啓発として、健康や福祉に関する行事や講演会（健康福祉フェスティバル ほか）を開催しているほか、各団体の活動の支援や、家事講座・講演会の開催など、啓発活動に取り組んでいます。
- 今後も、次代を担う青少年に対して、障がいや認知症等への理解を深める取り組みを推進します。

施策の方向

バリアフリーについての普及・啓発活動など、市民一人ひとりの心のバリアフリーを推進するためのソフト施策を充実させるとともに、継続的に実施できるよう市民と協働したまちづくりをめざします。

① 各種行事の開催【再掲】

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会の開催、あるいは開催に協力します。 ○市民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○健康や福祉に関する行事や講演会を開催します。 ○「障害者週間（毎年12月3日から12月9日）」、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」等の機会に、市民が交流し理解を深める行事の開催を支援します。

② 人権尊重意識の向上

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○障がいや認知症に対する理解を深めます。 ○障がい者と接する場に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○市民の障がいや認知症に関する理解を促進するため、講演会や当事者と接する場を提供します。 ○発達障がい等、市民の理解の進んでいない障がいに対する理解促進を図ります。 ○男女共同参画の視点のもと、性別による固定的な役割分担を見直します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○広報・市ホームページ等を活用し、市民の障がいや認知症に関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。 ○障がいの有無に関わらず、子どもの交流を積極的に推進します。 ○男女共同参画社会の実践と、意識啓発を推進します。

(2) 防災・防犯活動の推進

高齢化や核家族化の進行により、家庭の機能が低下しており、防災や防犯対策の推進にあたっては、より一層「共助＝地域」の役割が大きくなっています。

市民の安全を守るため、地域での防災・防犯体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要となっています。

現状と課題

- 災害時の避難場所を知っている人の割合は約7割となっています。75歳以上では知っている割合が約6割と、他の年齢層と比べて認知度は低くなっており、この年齢層では緊急時の避難所への誘導などの支援を必要とする割合が3割程度と高くなっています。
- 地域の防災訓練への参加率は約2割、地域の自主防災組織への参加意向は約2割と、地域での防災・防犯活動への認知度等は低い現状となっています。
- 災害時の助け合いで重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「地域の要援護者の把握」、「地域における援助体制の構築」の順に高く、地域のつながりが重要であると考えられる人の割合が高くなっています。
- 自主防災組織や公民館、地区まちづくり推進委員会等で防災に関する取り組みが数多く行われるようになり、地域の防災意識が向上しています。
- 民生児童委員協議会では、災害時避難行動要支援者に関する状況の把握が進められています。関係団体調査からは、今後は災害時の避難支援体制を関係機関と連携を図りながら平常時から行っていくことが必要とされています。
- 地域主催の集会等における防災出前講座の実施や、自主防災組織の必要性や結成に向けた取り組みについての啓発活動、未設立の地区に設立の働きかけを行うなど、市民主体による防災活動の活性化を促進しています。
- しまね災害福祉広域支援ネットワークと福祉専門職派遣の協定を締結し、要配慮者等の福祉的ニーズに対応できる体制を整備し、災害時の支援体制の強化を図っています。

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺等の予兆発生時には、警察との情報共有を密に図るとともに、防災防犯メールにより周知を図るなど、犯罪被害防止の啓発を行っています。
- 地域の自主防災組織や見守り隊などの構成員の高齢化が進んでいることから、担い手の確保や育成の取り組みが必要です。
- 防災や防犯情報の収集手段のＩＴ化が進んだことで、得られる情報は多様化・具体化しましたが、一方で情報活用力の乏しい高齢者等がいかに情報を入手し、活用するかが課題となっています。

施策の方向

学校と連携し、中学生からの防災に関する啓発活動を通じて将来を担う人材を育成するとともに、地域の防災活動の活性化を促進し、災害時の要支援者に対する支援体制を構築します。また、市民を犯罪から守る活動を推進します。

① 地域の防災活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○日頃から災害時の危険箇所、避難場所を確認します。 ○防災訓練に積極的に参加します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○消防団への加入を促進し、訓練に努めます。 ○自主防災組織を結成します。 ○防災訓練を実施します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○消防団活動の強化に努めます。 ○自主防災組織の役割と必要性を啓発し、結成を働きかけます。 ○避難所・避難経路等の周知を図ります。 ○地域への防災出前講座等を通じて、防災活動への取り組みを啓発します。 ○情報の収集手段・活用方法の周知を行います。

② 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○隣近所にどのような人が住んでいるのか、日頃から把握に努めます。 ○万が一の災害時には、隣近所の安否確認をし、必要に応じて適切な機関に知らせます。 ○個人情報保護について理解を深め、情報提供に協力します。 ○避難に支援が必要と感じる場合、避難行動要支援者名簿への登録について相談をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○避難行動要支援者の状況把握に努めます。 ○自主防災組織、民生児童委員等の避難支援等関係者は、見守り活動、サロン活動等、日常的な活動の中で避難行動要支援者を地域で見守る体制を構築します。 ○避難行動要支援者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。 ○民生児童委員は、要支援者を対象とした福祉支援データマップを災害時にも活用します。 ○災害時における避難支援等関係者の連携体制を構築します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○避難行動要支援者に対して効率的・効果的な支援を行うため、避難支援等関係者と適切な方法により情報を共有します。 ○避難行動要支援者に災害時の支援体制、対応方法を説明します。

③ 災害時の関係機関・ボランティアとの連携

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○自主防災組織や防災訓練等の活動に参加するよう努めます。 ○災害時ボランティア活動などについて知り、また、参加できるよう努めます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○自主防災組織等と協力し、支援体制や対応方法について共通認識を持ちます。 ○避難をはじめとする支援を必要とする人の把握に努めます。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○避難行動要支援者の支援にあたって、避難所での介助の確保を図るため、ボランティア、NPOなどとの連携に努めます。 ○関係機関や民間企業と災害時応援協定を締結し、災害発生時の連携確保に努めます。 ○緊急時において迅速な対応ができるように、医療機関や福祉施設との連携により、避難行動要支援者の受け入れ体制の充実に努めます。 ○災害ボランティアセンターの運営体制の整備及びコーディネーターの設置を推進します。

④ 地域の防犯活動の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○幼児期から「自分の身は自分で守る」という意識を持つように心がけます。 ○地域の防犯活動に積極的に参加します。 ○地域の安全に関する情報に敏感になるよう心がけます。 ○消費者被害などについて意識を高め、被害に遭わないようにします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○児童生徒を不審者などの危険から守るため、浜田子ども安全センター指導員の配置、学校・警察・関係機関の連携による取り組みの強化、児童生徒危機対応訓練等の取り組みを推進します。 ○市民の安全を守るため、警察等の関係機関と連携するとともに、市内で災害や事件・事故が起きた際に市民に情報提供を行います。 ○広報やホームページを活用し、消費生活に関する情報を提供します。 ○地域への防犯出前講座等を通じて、防犯活動への取り組みを啓発します。 ○様々な媒体による情報の収集手段、活用方法の周知を行い、防犯意識の向上を図ります。

(3) 移動手段の確保

本市の大部分には丘陵地や山地が広がっており、高齢化の進行と相まって、移動手段の確保は地域福祉の向上にあたって課題となっています。

現状と課題

- 日常生活に必要な外出時の交通手段として、「自家用車（自分で運転）」が約7割と最も高く、いずれの年齢区分においても市民の多くが車で移動しています。
- 高齢者や障がいのある人などの、移動の不便を解消するため、福祉サービスによる移動支援サービスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）継続などの支援の充実を図り、移動手段の確保に取り組むことが必要です。
- 民間路線バスの運行が困難になった地域において、生活路線バスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）が運行されているほか、路線バスの利用促進に向けた声かけや、一部地域では地域住民が主体となった輸送活動が実施されており、移動手段の確保に向けた取り組みが進められています。
- ステップのあるバス車両への乗降や、バス停と自宅間の移動に困難を抱える方が多いことから、民間バス会社へ低床バスの導入を働きかけるとともに、ドア・ツー・ドア運行が可能となるタクシー利用の負担軽減につながる「敬老乗車券交付事業」の継続・拡充を検討する必要があります。
- 障がいのある人の外出においては、移動支援事業の実施やタクシー等助成事業により支援を行っています。

施策の方向

民間バス会社や事業者と連携し、地域における移動サービスの量と質の確保に努めます。

① 生活バス・タクシーの運行

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○隣近所において、移動の手助けを気軽に頼めるような人間関係を築くように努めます。 ○生活路線バスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業の立ち上げを検討します。 ○バス・タクシーは空き車両等、既存資源を活用します。 ○地域の助け合いによる移送の仕組みを検討します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○市民の交通手段として、生活路線バスや予約型乗合タクシー（デマンドタクシー）を運行します。 ○児童生徒の登下校、校外活動におけるスクールバスを必要に応じて運行します。 ○低床バス車両の導入を要請していきます。 ○利用状況に応じた生活交通体系の維持確保、再構築に努めます。

② 障がい者の移動支援

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○制度・サービスを適切に利用します。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○行動援護、移動支援事業を実施します。 ○移動支援に関する制度・サービスを周知します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○障がい者を対象に同行援護・行動援護や移動支援事業といったサービスにより、外出時の支援を行います。 ○タクシーまたはバスの利用料金の一部助成を行います。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、市民にとって安全で快適な生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを推進しています。今後も、すべての人が快適に暮らせる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりの推進が必要となっています。

現状と課題

- 公共施設の新設に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、市民にとって安全で快適な生活環境の整備を図り、国・県と一体となった取り組みに努めています。
- スロープの設置や身体障がい者用駐車場の確保等、既存の公共施設の改修を実施し、安全な歩行空間の確保に努めています。
- 「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車の撤去を行うとともに、防災防犯メー等を活用して交通ルールの遵守・正しい交通マナーの習慣付けについて広報活動を行い、交通マナーの意識向上を図っています。
- 安全な道路・交通環境の整備のため、歩道の拡幅や路側帯へのカラー舗装、段差・傾斜の解消等に努めています。
- 路上等の放置自転車の台数については近年減少傾向にあるものの、スマートフォンや携帯電話を使用しながらの自転車運転が社会問題化しており、また、島根県では平成29年（2017年）4月1日からタンデム自転車の公道走行が可能になったことから、より一層の自転車安全利用五則の周知徹底が必要となります。

施策の方向

施設や交通環境の整備の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、安全で安心な生活環境づくりに努めます。

① 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○公共施設等を利用した際に不便があれば情報提供をします。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○ユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進します。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○誰もが使いやすいようにスロープの設置や思いやり駐車場の確保等、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 ○新たに市の施設を建設する際には、設計段階から高齢者や障がいのある人などの意見を参考にした整備に努めます。 ○民間による施設の建設や既存施設の改修において、ユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。

② 交通バリアフリーのまちづくりの推進

主 体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりができること)	○違法・迷惑となる駐車・駐輪をしないように心がけます。
共 助 (地域が連携して取り組むこと)	○道路の清掃・整理や放置自転車等の通行障害物の排除等を行います。
公 助 (行政と社協が推進していくこと)	○歩道の拡幅や段差・傾斜の解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。 ○「浜田市自転車等の放置防止条例」に基づき、放置自転車を取り締まるとともに、交通マナーの意識向上を図ります。 ○無人駅のバリアフリー化やホームの改築について要請していきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

市の健康福祉部を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、本計画の総合的な推進を図ります。また、幅広い市民の参画のもとに地域福祉を推進するため、浜田市保健医療福祉協議会において必要事項の調査・審議をするとともに、計画の進捗状況の点検及び見直しを行い、必要に応じて地域福祉専門部会を開催します。

2 市民・関係団体・関係機関・行政の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取り組みに加えて、市民・関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

（１）市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、自分が住む地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。地域で起こっている問題について考え、解決していくための取り組みを話し合うとともに、日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知り以上の関係を築いていくことが求められています。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、福祉団体への寄附等助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

（２）地域コミュニティ組織（町内会・自治会等）の役割

町内会・自治会といった地域コミュニティ組織は、市民同士を結びつける基盤であり、積極的な加入活動の展開や活動内容の充実を行うことで、地域の絆づくりを図っていくことが求められます。

また、市民が地域の中に抱く課題を発見・共有するとともに、それを地域課題として捉え、地域の中で解決していくことが期待されています。

（３）関係団体・NPO・事業者などの役割

民生児童委員をはじめとする関係団体は市民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本とし、地域福祉活動の担い手となることが期待されています。

また、NPOやボランティアは活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められています。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、福祉活動や福祉サービスの実施主体としての役割だけではなく、市民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。

また、市内28地区にある地区社協は、地域においてよりきめ細やかな地域福祉活動の支援を推進するため、住民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、地域の実情に応じた事業を効果的に行う地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

（５）行政の役割

地域の福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係各課が相互に連携を図り、市政の様々な分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

資料編

1

相談窓口一覧 ※平成30年（2018年）1月末現在

（１）地域福祉

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 地域福祉課 地域福祉係	浜田市殿町1	0855-25-9300（直通） 0855-22-2612（代表）
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅1434	0855-32-2806

◆社会福祉協議会

名称	住所	電話番号
浜田市社会福祉協議会 本所	浜田市野原町859-1	0855-22-0094
浜田市社会福祉協議会 金城支所	浜田市金城町下来原1541-20	0855-42-2300
浜田市社会福祉協議会 旭支所	浜田市旭町今市633-1	0855-45-0188
浜田市社会福祉協議会 弥栄支所	浜田市弥栄町木都賀イ526-3	0855-48-2313
浜田市社会福祉協議会 三隅支所	浜田市三隅町向野田605-2	0855-32-0401

（２）高齢者福祉・介護保険

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 健康長寿課 高齢者福祉係	浜田市殿町1	0855-25-9320
浜田市 健康長寿課 高齢者包括支援係 （地域包括支援センター）	浜田市殿町1	0855-25-9321
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅1434	0855-32-2806
浜田地区広域行政組合 介護保険課	浜田市野原町859-1	0855-25-1520

◆その他の相談窓口

名称	住所・時間など	電話番号
しまね認知症コールセンター	月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日、お盆、年末年始を除く	0853-22-4105 ※相談は無料

名称	住所・時間など	電話番号
若年性認知症コールセンター	月曜日～土曜日 10:00～15:00 ※祝日、年末年始を除く	0800-100-2707 ※通話・相談ともに無料
オレンジカフェはまだ	浜田市新町20 (ひだまりふっくら内) 第1木曜日・第3土曜日 13:00～16:00	080-1631-3583

(3) 障がい児・者福祉

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 地域福祉課 障がい福祉係	浜田市殿町1	0855-25-9322
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅1434	0855-32-2806
浜田保健所 (心の健康相談、難病相談等)	浜田市片庭町254	0855-29-5550 0855-29-5554
浜田児童相談所	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560

◆相談支援事業所

名称	住所	電話番号
地域生活支援センター らいふ	浜田市殿町103-1	0855-22-0908
相談支援事業所 ぴゅあサポート	浜田市殿町21-1	0855-22-8085
相談支援事業所 陽だまり	浜田市港町292-10	0855-22-8115
相談支援事業所 あかり	浜田市熱田町716-34	0855-27-0767
相談支援事業所 安丞	浜田市下府町190	0855-24-8511
指定特定相談支援事業所 結い	浜田市港町284-8	0855-28-7580
相談支援事業所 Luce (ルーチェ)	浜田市久代町1656-76	0855-25-5125

◆その他の相談窓口

名称	住所	電話番号
島根県高次脳機能障がい者支援事業 浜田圏域 相談支援拠点事業所	江津市渡津町1926 (西部島根医療福祉センター)	0855-52-2442
島根県西部発達障害者支援センター ウィンド	浜田市上府町イ2589 (こくぶ学園内)	0855-28-0208
浜田障害者就業・生活支援センター レント	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
島根県西部視聴覚障害者情報センター	浜田市野原町1826-1 (いわみーる内)	0855-24-9334
浜田養護学校	浜田市国分町342-2	0855-28-2200
江津清和養護学校	江津市渡津町772	0855-52-2613
浜田ろう学校	浜田市国分町342-2	0855-28-0146
盲学校	松江市西浜佐陀町468	0852-36-8221
ハローワーク浜田	浜田市殿町21-6	0855-22-8609
浜田圏域住まいのサポートセンター (相談支援事業所 陽だまり内)	浜田市港町292-10	0855-22-8115

(4) 児童福祉・子育て支援

◆行政機関

名称	住所	電話番号
浜田市 子育て支援課 子ども家庭相談係	浜田市殿町1	0855-25-9331
浜田市 子育て支援課 保育係	浜田市殿町1	0855-25-9330
浜田市 子育て支援センター (すくすく)	浜田市松原町235-1	0855-22-1253
浜田市 金城支所 市民福祉課	浜田市金城町下来原171	0855-42-1235
浜田市 旭支所 市民福祉課	浜田市旭町今市637	0855-45-1435
浜田市 弥栄支所 市民福祉課	浜田市弥栄町長安本郷542-1	0855-48-2656
浜田市 三隅支所 市民福祉課	浜田市三隅町三隅1434	0855-32-2806
浜田児童相談所	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560

◆保育所(園)・認定こども園

名称	住所	電話番号
ちどり保育所	浜田市松原町239-1	0855-22-0986
浜田ひかり保育所	浜田市原町79-4	0855-23-0986
聖バルナバ保育園	浜田市浅井町260	0855-23-1239
みなと保育園	浜田市港町165-1	0855-22-1121
美川保育園	浜田市内村町809-1	0855-27-3919
周布保育園	浜田市周布町イ328-2	0855-27-1120
長沢保育園	浜田市長沢町1655-7	0855-23-1491
つくし保育園	浜田市佐野町イ359-5	0855-42-0565
れんげ保育園	浜田市熱田町566-22	0855-26-1353
あおい保育園	浜田市大辻町87-1	0855-23-5874
みのり保育園	浜田市相生町1391-11	0855-23-5686
有福保育園 ※平成30年(2018年)3月末をもって閉園	浜田市下有福町20-1	0855-24-8480
ちどり第2保育所	浜田市長浜町699-3	0855-24-7311
うみかぜ保育園	浜田市久代町882	0855-24-8444
上府保育園	浜田市上府町イ2488-5	0855-25-5100
みのり第2保育園	浜田市相生町3973-5	0855-25-7771
認定こども園 こくふ子ども園	浜田市国分町2205-3	0855-24-8531
認定こども園 日脚保育園	浜田市日脚町771	0855-27-1064
今福保育園	浜田市金城町今福1422-3	0855-42-1769
くもぎ保育園	浜田市金城町七条イ977-11	0855-42-0009
波佐保育園	浜田市金城町波佐イ550-4	0855-44-0449
おぐに保育園	浜田市金城町小国イ142-1	0855-44-0136
安城保育園	浜田市弥栄町長安本郷552-17	0855-48-2056
杵束保育園	浜田市弥栄町木都賀イ539-5	0855-48-2613
認定こども園 あさひ子ども園	浜田市旭町丸原155-15	0855-45-8181

名称	住所	電話番号
三保保育園	浜田市三隅町湊浦352	0855-32-0372
三隅保育所	浜田市三隅町向野田604	0855-32-0044
岡見保育所	浜田市三隅町岡見515-1	0855-32-1382

◆幼稚園

名称	住所	電話番号
原井幼稚園	浜田市高田町65-6	0855-22-0076
石見幼稚園	浜田市黒川町3753	0855-22-0493
長浜幼稚園	浜田市熱田町820-1	0855-27-0575
美川幼稚園	浜州市内田町1117-2	0855-26-0185
夕日ヶ丘聖母幼稚園	浜田市殿町55-1	0855-22-3328

(5) 青少年健全育成

◆行政機関

名称	住所	電話番号
青少年サポートセンター	浜田市殿町22	相談専用フリーダイヤル 0120-783-419

(6) 各種相談

◆総合相談

会場・時間など	住所	電話番号
総合福祉センター 毎週月曜日 10:00～15:00	浜田市野原町859-1	0855-22-0068

◆成年後見

会場	住所	電話番号
松江家庭裁判所 浜田支部	浜田市殿町980	0855-22-0678
石見成年後見センター	江津市渡津町290-1 (相談支援センター えん)	0855-52-7107

◆法律相談

会場・時間など	住所	電話番号
石見法律相談センター 毎週金曜日 10:00～16:00 ※予約受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00	浜田市田町116-12 市役所田町分室内	0855-22-4514
法テラス浜田 (要予約) 法トラブルに関する法律相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	050-3383-0026

(7) 電話相談

◆子どもや子育ての悩み

名称	時間など	電話番号
子どもと家庭電話相談室	9:00～21:30 ※祝日、年末年始を除く	0120-258-641

◆女性の悩み（女性相談ダイヤル）

名称	時間など	電話番号
女性相談センター西部分室 （あすてらす女性相談室）	月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※祝日、年末年始を除く	0854-84-5661

◆こころの健康

名称	時間など	電話番号
心のダイヤル （島根県立心と体の相談センター）	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く	0852-21-2885
島根いのちの電話 （社会福祉法人島根いのちの電話）	月曜日～金曜日 9:00～22:00 土曜日 9:00～日曜日 22:00 ※年中無休	0852-26-7575

2

策定経過

年月日	内容
平成29年（2017年） 5月25日（木）	○第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市保健医療福祉総合計画の改定について
8月8日（火）	○第1回地域福祉専門部会 ・浜田市地域福祉計画の改定について ・住民向けアンケート調査の実施について
8月31日（木）～ 9月13日（水）	○一般対象アンケート調査
9月中	○中学生対象アンケート調査
10月中	○関係団体調査（社協・民生児童委員協議会・NPO法人等）
12月20日（水）	○第2回地域福祉専門部会 ・アンケート調査報告書（案）について ・中学生対象アンケート調査報告書（案）について ・浜田市地域福祉計画（素案）について
平成30年（2018年） 1月11日（木）～ 2月9日（金）	○パブリックコメント
1月15日（月）	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市地域福祉計画（素案）について
2月1日（木）	○第3回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市地域福祉計画（素案）の修正案について

※「浜田市地域福祉計画」に関連する部分のみ

平成17年12月22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平20規則5・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

4

浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
島根県立大学	教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会長	竹原 茂央	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	木村 豪成	会長
浜田市保育連盟	会長	山口 記由	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩附 克己	
浜田保健所	所長	竹内 俊介	
浜田警察署	署長	永瀬 英昭	
浜田児童相談所	所長	山本 尚樹	
浜田市校長会	会長	牛尾 聖次	
浜田自治区地域協議会	委員	山下 秀子	
金城自治区地域協議会	副会長	岩田 博子	
旭自治区地域協議会	委員	馬場 真由美	
弥栄自治区地域協議会	委員	小笠原 詞子	
三隅自治区地域協議会	委員	長尾 百合	

5

地域福祉専門部会委員名簿

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市連合自治協議会	会長	井戸 静志	
浜田女性ネットワーク	会員	佐々木 千歳	
浜田市保育連盟	ちどり保育所所長	松坂 めぐみ	
NPO法人 はとぼっぼ	相談員	栈敷 学	
社会福祉法人 いわみ福祉会	サポートセンター ふかふか所長	松原 由佳	
浜田市民生児童委員協議会	石見地区会長	宮村 孝正	
	金城地区副会長	西川 美高	
	旭地区副会長	芳川 マツコ	
	弥栄地区会長	徳田 マスエ	部会長
	三隅地区副会長	新田 英子	
浜田市高齢者クラブ連合会	副会長	河野 好政	
浜田市身体障害者福祉協会	事務局長	津野 章	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田邨 真紀夫	副部会長

浜田市地域福祉計画

平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）

発行年月：平成30年（2018年）3月

発行・編集：浜田市健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9300

FAX：0855-23-3440